

沖縄県過疎地域自立促進方針

(平成28年度～平成32年度)

平成27年12月

沖 縄 県

目 次

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点	1
(2) 過疎対策の実績と成果	9
(3) 過疎地域自立促進の基本的な方向	13
(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	14

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針	15
(2) 農林水産業の振興	16
(3) 地場産業の振興	27
(4) 企業の誘致対策	27
(5) 起業の促進	28
(6) 商業の振興	28
(7) 観光産業の振興	28

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針	30
(2) 港湾、空港の整備	30
(3) 県道及び市町村道等の整備	31
(4) 農道等の整備	32
(5) 交通確保対策	33
(6) 情報通信基盤の整備及び地域情報化の促進	34
(7) 地域間交流の促進	34

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針	35
(2) 水道施設、下水処理施設等の整備	35
(3) ごみ処理施設等の整備	36
(4) 公園、公営住宅の整備	36
(5) 消防・救急体制の整備	36
(6) 海岸保全施設の整備	37
(7) 過疎地域のSS(ガソリンスタンド)への対応	37

5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
	(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針……………	38
	(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策……………	38
	(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策……………	38
6	保健医療の確保	
	(1) 保健医療の確保の方針……………	39
	(2) 無医地区対策……………	39
	(3) 特定診療科に係る医療確保対策……………	40
7	教育の振興	
	(1) 教育の振興の方針……………	42
	(2) 公立小中学校等教育施設の整備……………	42
	(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備……………	45
	(4) 教育の機会均等の確保……………	46
8	地域文化の振興等	
	(1) 地域文化の振興等の方針……………	47
	(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備……………	47
9	集落の整備	
	(1) 集落整備の方針……………	47
	(2) 集落の再編整備……………	48
	(3) 集落を支援する人材の確保……………	48
10	その他地域の自立促進に必要な事項	
	(1) 自然エネルギーを利用するための施設の整備……………	48

1 基本的な事項

(1) 過疎地域の現状と問題点

ア 過疎市町村の状況

過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づき公示された過疎市町村は1市4町13村の18団体で、県下41市町村の43.9%を占めている。圏域別にみると、北部圏域7町村、中南部圏域7町村、宮古圏域2市村、八重山圏域2町となっている。

また、これらの市町村のうち、15市町村が離島(14団体)及び一部離島(1団体)となっており、地理的・自然的制約条件もあって、その自立は、依然として厳しい状況にある。

表1-1 過疎市町村の指定状況

指定状況	市町村名	離島	備考
過疎地域	国頭村、大宜味村、東村	—	北部圏域 1町6村
	本部町	一部離島	
	伊江村、伊平屋村、伊是名村	離島	
	栗国村、渡名喜村、座間味村、渡嘉敷村、久米島町、北大東村、南大東村	離島	中南部圏域 1町6村
	宮古島市、多良間村	離島	宮古圏域 1市1村
	竹富町、与那国町	離島	八重山圏域 2町

イ 人口及び面積等

平成22年国勢調査の人口をみると104,136人で、県人口1,392,818人の7.5%、世帯数は42,871世帯で、県全体520,191世帯の8.2%となっている。

面積は1,198.25km²(平成22年国土地理院)で、県面積2,276.15km²の52.6%を占め、また1km²当たりの人口密度は、県平均611.9人に対し、過疎市町村は86.9人で、県平均の14.2%であり、過疎地域は広大な面積に人口が一割弱の状況にある。産業振興については、非過疎地域と比較して総じて立ち後れており、県土の均衡ある発展を図る上からも、その自立は重要な課題となっている。

過疎地域の人口は昭和40年代に急激な減少が見られた。その後、人口減少率は全国平均を下回る傾向で推移している。とはいえ、過疎地域の指定要件となる昭和35年以降の国勢調査の対前回比でいずれも人口は減少しており、過疎化が今なお続いている状況にある。

平成22年国勢調査の人口を昭和35年国勢調査の人口と比較すると、県人口が57.7%増

加しているのに対し、過疎地域は、65,715人、38.7%の大幅な減少となっている。

直近の平成17年国勢調査との比較をみると、県人口が2.3%の増に対し、過疎地域は、4.4%の減少となっている。これを過疎地域市町村別に人口増減率をみると、増加している団体は1団体あるものの、10%以上の大幅な減少が4団体、5%以上10%未満の減少が7団体、5%未満の減少が6団体となっており、計17団体が減少している。

過疎地域の人口は、これまでの地域活性化のための努力により、減少率は全国の過疎地域の減少率を下回っているものの、依然として急激な人口減少を示している団体もあり、総体としては、過疎地域の人口は引き続き減少するものと予測される。

これらの人口減少は、近年の少子高齢化傾向に加え、進学、就職等による過疎地域人口の都市への流出が続いていることや、魅力のある就業の場が少ないことなど、若者等の定住促進に関する取組が弱いことが原因と考えられる。

表1-2 人口増減率 単位：%

	S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50	S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7	H17/H12	H22/H17
県過疎	△8.2	△16.4	△8.2	△1.1	△1.1	△3.8	△1.5	△1.0	△0.7	△4.4
県非過疎	9.1	4.7	13.3	7.1	7.5	4.5	4.8	3.9	3.7	2.9
県計	5.8	1.2	10.3	6.1	6.6	3.7	4.2	3.5	3.3	2.3
全国過疎	△9.0	△9.5	△5.4	△2.2	△2.6	△5.0	△4.0	△4.4	△5.5	△6.9
全国計	5.2	5.5	7.0	4.6	3.4	2.1	1.6	1.1	0.7	0.2

資料：国勢調査。全国の数値は【総務省「過疎対策の現況」(平成25年度版)】

※平成17年から平成22年の5年間で人口減少率が高い団体

座間味村：△19.7%、渡名喜村：△14.9%、伊平屋村：△10.5%、多良間村：△10.1%

表1-3

圏域別過疎市町村の人口推移

単位:人、%

区分		北部 圏域	中南部 圏域	宮古 圏域	八重山 圏域	過疎計	非過疎計	県計
国 調 人 口	35国調	57,917	26,634	72,339	12,961	169,851	713,271	883,122
	40国調	51,651	23,667	69,825	10,697	155,840	778,336	934,176
	45国調	42,811	18,727	60,953	7,817	130,308	814,803	945,111
	50国調	40,047	16,154	57,762	5,623	119,586	922,986	1,042,572
	55国調	36,557	15,771	60,464	5,495	118,287	988,272	1,106,559
	60国調	35,776	15,485	60,167	5,521	116,949	1,062,148	1,179,097
	2国調	35,036	15,280	56,892	5,301	112,509	1,109,889	1,222,398
	7国調	34,593	15,194	55,735	5,309	110,831	1,162,609	1,273,440
	12国調	34,034	14,714	55,587	5,403	109,738	1,208,482	1,318,220
	17国調	33,544	14,547	54,863	5,988	108,942	1,252,652	1,361,594
	22国調	31,784	13,566	53,270	5,516	104,136	1,288,682	1,392,818
人 口 増 減 率	40/35	△10.8	△11.1	△3.5	△17.5	△8.2	9.1	5.8
	45/40	△17.1	△20.9	△12.7	△26.9	△16.4	4.7	1.2
	50/45	△6.5	△13.7	△5.2	△28.1	△8.2	13.3	10.3
	55/50	△8.7	△2.4	4.7	△2.3	△1.1	7.1	6.1
	60/55	△2.1	△1.8	△0.5	0.5	△1.1	7.5	6.6
	2/60	△2.1	△1.3	△5.4	△4.0	△3.8	4.5	3.7
	7/2	△1.3	△0.6	△2.0	0.2	△1.5	4.8	4.2
	12/7	△1.6	△3.2	△0.3	1.8	△1.0	3.9	3.5
	17/12	△1.4	△1.1	△1.3	10.8	△0.7	3.7	3.3
	22/17	△5.2	△6.7	△2.9	△7.9	△4.4	2.9	2.3

資料:国勢調査

ウ 人口構成

平成22年の過疎市町村の人口構成を見ると、年少人口比率(0歳～14歳)、若年者人口比率(15歳～29歳)及び生産年齢人口比率(15歳～64歳)のいずれも県全体より低く、地域の担い手である若者の占める割合が少ない。

また、高齢者比率(65歳以上)24.2%は、県平均17.4%の約1.4倍の割合を示し、その推移を見ても、加速度的な高齢化傾向がうかがえる。特に、高齢者比率が25%以上の団体が10団体もあるなど、高齢化による生産及び経済活動等地域活力の低下が懸念される。

若年者人口及び高齢者人口の5年間(平成17年⇒平成22年)の推移について、過疎地域の総人口が108,942人から104,136人と4.4%の減少をしたのに対し、若年者人口は16,106人から13,438人と、16.6%の大幅な減少をしている。一方、高齢者人口は25,846人から25,204人と、2.5%の減少に留まっており、相対的に高齢者比率が高くなり、高齢化が進んでいる。若年者人口の減少については、少子化による人口の減少及び魅力ある就業の場所を求めて都市へ人口が流出した結果と考えられる。

表1-4 過疎市町村の若年者(15歳~29歳)・高齢者人口(65歳以上)推移 単位:人、%

区 分		北 部 圏 域	中南部 圏 域	宮 古 圏 域	八重山 圏 域	過 疎 計	非過疎計	県 計
若 年 者 人 口 ・ 比 率	55国調	8,085	3,278	14,363	973	26,699	248,166	274,865
	構成比	22.1%	20.8%	23.8%	17.7%	22.6%	25.1%	24.9%
	60国調	6,308	2,648	11,571	724	21,251	246,847	268,098
	構成比	17.6%	17.1%	19.2%	13.1%	18.2%	23.3%	22.7%
	2国調	4,669	2,289	8,529	549	16,036	251,117	267,153
	構成比	13.3%	15.0%	15.0%	10.4%	14.3%	22.8%	22.0%
	7国調	4,705	2,099	8,435	577	15,816	266,077	281,893
	構成比	13.6%	13.8%	15.1%	10.9%	14.3%	22.9%	22.2%
・ 比 率	12国調	5,217	2,257	8,903	679	17,056	263,635	280,691
	構成比	15.3%	15.3%	16.0%	12.6%	15.6%	22.0%	21.4%
	17国調	5,358	1,990	7,869	889	16,106	250,876	266,982
	構成比	16.0%	13.7%	14.3%	14.8%	14.8%	20.0%	19.6%
高 齢 者 人 口 ・ 比 率	22国調	4,555	1,571	6,702	610	13,438	232,769	246,207
	構成比	14.3%	11.6%	12.6%	11.1%	12.9%	18.2%	17.8%
	55国調	5,678	2,356	6,791	746	15,571	70,248	85,819
	構成比	15.5%	14.9%	11.2%	13.6%	13.2%	7.1%	7.8%
	60国調	6,323	2,541	7,707	841	17,412	84,535	101,947
	構成比	17.7%	16.4%	12.8%	15.2%	14.9%	8.0%	8.6%
	2国調	7,140	2,888	8,759	952	19,739	101,343	121,082
	構成比	20.4%	18.9%	15.4%	18.0%	17.5%	9.2%	10.0%
・ 比 率	7国調	7,803	3,241	10,335	1,152	22,531	126,036	148,567
	構成比	22.6%	21.3%	18.5%	21.7%	20.3%	10.8%	11.7%
	12国調	8,326	3,327	11,711	1,264	24,628	157,929	182,557
	構成比	24.5%	22.6%	21.1%	23.4%	22.5%	13.2%	13.9%
	17国調	8,598	3,490	12,529	1,229	25,846	193,051	218,897
	構成比	25.6%	24.0%	22.8%	20.5%	23.7%	15.4%	16.1%
・ 比 率	22国調	8,363	3,328	12,395	1,118	25,204	215,303	240,507
	構成比	26.3%	24.6%	23.3%	20.3%	24.2%	16.8%	17.4%

資料:国勢調査

構成比の母数には年齢不詳を含まない。

表1-5 圏域別過疎市町村の年齢階級別人口構成

単位:人、%

区 分		北 部 圏 域	中南部 圏 域	宮 古 圏 域	八重山 圏 域	過疎計	非過疎計	県 計	
年 少	0～14歳	4,370	2,152	8,953	902	16,377	229,936	246,313	
	構成比	13.8%	15.9%	16.8%	16.4%	15.7%	18.0%	17.8%	
生 産 年 齢	若 年 者	15～29歳	4,555	1,571	6,702	610	13,438	232,769	246,207
		構成比	14.3%	11.6%	12.6%	11.1%	12.9%	18.2%	17.8%
	30～44歳	4,620	2,320	9,469	1,229	17,638	274,122	291,760	
		構成比	14.5%	17.2%	17.8%	22.3%	17.0%	21.4%	21.1%
45～64歳	9,871	4,140	15,700	1,650	31,361	328,632	359,993		
	構成比	31.1%	30.5%	29.5%	29.9%	30.1%	25.5%	25.8%	
高 齢 者	65歳以上	8,363	3,328	12,395	1,118	25,204	215,303	240,507	
		構成比	26.3%	24.6%	23.3%	20.3%	24.2%	16.8%	17.4%
年齢不詳		5	55	51	7	118	7,920	8,038	
合 計		31,784	13,566	53,270	5,516	104,136	1,288,682	1,392,818	

資料:平成22年国勢調査

構成比の母数には年齢不詳を含まない。

エ 産業構造

過疎地域の就業者数は、平成22年国勢調査で49,102人で、全県の578,638人の8.5%となっている。

産業別就業者の構成比は第1次産業が22.1%、第2次産業が15.5%、第3次産業が62.4%となっている。

第1次産業は、県全体の5.4%に比べ16.7ポイントも高い。第1次産業の就業者の中で、農業は、99%を占め、基幹産業となっている。

平成17年と平成22年の産業別就業者の構成比を比較してみると、第1次産業は平成17年の23.5%に対し、平成22年は22.1%と1.4ポイント減少しており、今後も農漁家人口の高齢化の進行や後継者不足等によって減少傾向が続くものと思われる。

第2次産業は平成17年の17.0%に対し、平成22年は15.5%と1.5ポイント減少している。

本県の過疎地域は製造業が少なく、建設業の占める割合が大きいことから、今後の公共

事業の動向による影響が懸念される。

第3次産業の就業者数は横ばいであるが、第1次産業・第2次産業の就業者数の低下により、就業者数全体に占める割合は平成17年の59.5%に対して62.4%と2.9ポイント高くなっている。

表1-6

圏域別過疎市町村の産業就業別人口

単位：人、%

区 分		北部圏域	中南部圏域	宮古圏域	八重山圏域	過疎計	非過疎計	県 計
第1次産業	55国調 構成比	6,206 38.1%	2,685 37.9%	9,693 39.4%	1,091 39.7%	19,675 38.8%	34,256 9.1%	53,931 12.6%
	60国調 構成比	6,182 37.8%	2,577 37.3%	9,883 39.0%	1,117 39.7%	19,759 38.4%	34,347 8.1%	54,106 11.4%
	2国調 構成比	5,378 35.6%	2,153 31.8%	8,642 34.3%	998 35.9%	17,171 34.5%	30,124 6.6%	47,295 9.3%
	7国調 構成比	4,735 30.5%	1,944 27.6%	6,935 27.2%	766 27.1%	14,380 28.2%	25,938 5.3%	40,318 7.5%
	12国調 構成比	3,548 23.7%	1,516 21.7%	6,483 24.7%	723 23.9%	12,270 23.9%	21,886 4.4%	34,156 6.2%
	17国調 構成比	3,376 23.1%	1,648 23.1%	6,113 24.3%	711 19.7%	11,848 23.5%	21,025 4.2%	32,873 6.0%
	22国調 構成比	3,002 21.0%	1,539 22.5%	5,424 23.1%	560 18.0%	10,525 22.1%	18,188 3.8%	28,713 5.4%
	55国調 構成比	3,998 24.5%	1,513 21.4%	4,148 16.9%	461 16.8%	10,120 20.0%	82,067 21.7%	92,187 21.5%
	60国調 構成比	3,653 22.3%	1,364 19.8%	3,456 13.6%	459 16.3%	8,932 17.4%	90,999 21.4%	99,931 21.0%
	2国調 構成比	2,888 19.1%	1,262 18.7%	4,123 16.4%	431 15.5%	8,704 17.5%	92,018 20.1%	100,722 19.8%
	7国調 構成比	3,202 20.6%	1,571 22.3%	4,893 19.2%	502 17.8%	10,168 20.0%	95,077 19.4%	105,245 19.5%
	12国調 構成比	3,361 22.5%	1,550 22.2%	5,005 19.0%	487 16.1%	10,403 20.3%	93,818 18.8%	104,221 18.9%
	17国調 構成比	2,727 18.6%	1,316 18.4%	4,004 15.9%	545 15.1%	8,592 17.0%	82,766 16.5%	91,358 16.6%
	22国調 構成比	2,342 16.4%	1,253 18.3%	3,461 14.7%	357 11.5%	7,413 15.5%	73,729 15.3%	81,142 15.4%
第3次産業	55国調 構成比	6,094 37.4%	2,874 40.6%	10,757 43.7%	1,198 43.6%	20,923 41.3%	261,241 69.2%	282,164 65.9%
	60国調 構成比	6,520 39.9%	2,965 42.9%	12,034 47.4%	1,240 44.0%	22,759 44.2%	299,667 70.5%	322,426 67.7%
	2国調 構成比	6,851 45.3%	3,345 49.5%	12,412 49.3%	1,351 48.6%	23,959 48.1%	336,492 73.4%	360,451 70.9%
	7国調 構成比	7,590 48.9%	3,522 50.0%	13,694 53.7%	1,554 55.1%	26,360 51.8%	368,092 75.3%	394,452 73.0%
	12国調 構成比	8,057 53.8%	3,909 56.0%	14,785 56.3%	1,809 59.9%	28,560 55.7%	383,795 76.8%	412,355 74.9%
	17国調 構成比	8,523 58.3%	4,177 58.5%	15,033 59.8%	2,349 65.2%	30,082 59.5%	397,656 79.3%	427,738 77.5%
	22国調 構成比	8,921 62.5%	4,037 59.1%	14,639 62.2%	2,193 70.5%	29,790 62.4%	388,531 80.9%	418,321 79.2%
合 計	55国調	16,302	7,081	24,613	2,751	50,747	377,982	428,729
	60国調	16,401	6,912	25,408	2,816	51,537	427,039	478,576
	2国調	15,121	6,773	25,188	2,781	49,863	460,037	509,900
	7国調	15,542	7,041	25,544	2,822	50,949	490,744	541,693
	12国調	14,968	6,996	26,335	3,019	51,318	504,244	555,562
	17国調	14,659	7,145	25,322	3,620	50,746	509,731	560,477
22国調	14,328	6,852	24,674	3,248	49,102	529,536	578,638	

資料：国勢調査 ※「合計」には「分類不能」を含むが、構成比の母数には含まない。

オ 市町村民所得の状況

過疎市町村の平成24年度の1人当たり所得は、年間191.7万円と県平均の94.2%となっており、依然として非過疎地域との格差が生じている。

また、平成19年度から平成24年度までの伸び率を見ると、県平均が0.7%減少したのに対し、過疎地域は1.8%減少しており、過疎地域と非過疎地域との格差が拡大している。

引き続き、地場産業の育成、特産品の販路拡大、企業誘致及び観光・リゾート産業等による産業の振興を図り、所得の向上に努めることが重要である。

表1-7 市町村民所得の状況

区 分	平成19年度		平成24年度		一人当たり 所得の伸率 (%)
	分配所得 (百万円)	一人当たり 所得(千円)	分配所得 (百万円)	一人当たり 所得(千円)	
過 疎	208,850	1,954	198,011	1,917	△1.8
非過疎	2,608,015	2,059	2,669,303	2,043	△0.8
全 県	2,816,865	2,049	2,867,314	2,035	△0.7

資料:企画部 統計課資料(平成24年度 市町村民所得)より抽出

カ 市町村財政

平成25年度の過疎市町村の歳入決算額は、1団体当たり63.4億円で、県平均260.0億円の24.4%となっている。その主な財源は、地方交付税36.8%、国庫支出金10.5%、県支出金23.8%、地方債7.3%で、市町村税等の自主財源比率は、20.1%と、財政事情は極めて厳しい状況にある。

更に、歳出決算額も、1団体当たり59.7億円で、県平均251.1億円の23.8%しかなく、かなり小規模となっている。

また、主な財政指標についてみると、財政力指数(3か年平均)は0.15と、県平均0.33、全国市町村平均0.49(平成25年度)に対して極めて低い。

経常収支比率は、89.3%と県平均85.8%に比べ3.5ポイント高く、平成22年度と比べると5.8ポイント高くなっており、財政の硬直化が進んでいる。

実質公債費比率は、10.3%と、県平均9.8%と比べて0.5ポイント高く、平成22年度と比べると3.6ポイント低くなっているものの、引き続き財政の健全化に努めることが重要である。

表1-8

過疎市町村の財政指標

単位：%

区 分	平成22年度			平成25年度		
	財 政 力 指 数	経常収支 比 率	実質公債 費 比 率	財 政 力 指 数	経常収支 比 率	実質公債 費 比 率
過 疎	0.15	83.5	13.9	0.15	89.3	10.3
非過疎	0.49	82.6	10.8	0.48	85.6	8.4
全 県	0.34	84.5	11.8	0.33	85.8	9.8

資料：企画部 市町村課資料より抽出（過疎・非過疎は単純平均）

(2) 過疎対策の実績と成果

過疎地域の振興については、これまで、「沖縄振興開発計画」、「沖縄振興計画」、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」、沖縄県及び各市町村の「過疎地域振興計画」、「過疎地域活性化計画」、「過疎地域自立促進計画」に基づき、諸施策が講じられ、社会資本の整備を中心に各方面にわたって相当な成果を上げてきた。

しかしながら、本県の過疎地域は、過疎地域対策緊急措置法（昭和45年～昭和54年度）の適用除外にあったことや、多くの過疎地域が小規模な離島や沖縄本島北部の山間地にあるため、製造業などの産業振興は総じて立ち後れており、若年者を中心とした雇用情勢は厳しく、自主財源に乏しい脆弱な財政構造が続き、若年層の慢性的流出、所得の地域間格差、高齢化の進行による産業活動や社会活動の停滞及び下水道施設等の整備の遅れなど、多くの解決すべき課題を抱えている。

一方、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まってきている。過疎地域は、豊かな自然環境や独自の伝統文化を有しており、今後、過疎地域の振興を進めるにあたっては、これまでの成果を踏まえ、引き続き過疎地域の持つ不利性の軽減に努めるとともに、過疎地域の持つ優位性を積極的に評価し、これを伸ばしていく取組が重要である。

このため、今後とも、引き続き地域の特性と住民の創意を生かした産業の振興をはじめ、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、保健医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備等を推進し、ソフト面の対策を含めた施策を展開しながら、自立的経済の発展へ向けた社会システムを構築していく必要がある。

今後の施設等の整備については、既存の施設との関連性、受益人口及び事業効果等を十分考慮しつつ、重点的・戦略的に施設整備等を推進する必要がある。

ア 沖縄県過疎地域自立促進計画の実施状況

県による過疎地域自立促進計画事業について、前計画の実績(H22～H27)は1,907.0億円
で、その内訳は「産業の振興」が50.1%で、主な事業は農業農村整備事業、漁港等、産業基
盤の整備となっている。「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」は41.9%で、
主な事業は市町村道等の県代行整備、県道、港湾・空港等の交通通信体系の整備となっ
ており、両部門で事業費のほとんどを占めている。

表1-9 過疎地域自立促進計画の実績(県計画) 単位:百万円、%

区 分	前 計 画(H22～H27)						
	合計	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
産 業 の 振 興	95,522	10,281	12,161	13,692	19,506	19,258	20,624
	50.1%	35.9%	40.0%	51.7%	59.8%	55.2%	54.8%
交 通 通 信 体 系 の 整 備、情 報 化 及 び 地 域 間 交 流 の 促 進	79,914	16,676	15,450	10,015	9,614	13,265	14,894
	41.9%	58.3%	50.8%	37.8%	29.5%	38.0%	39.6%
生 活 環 境 の 整 備	6,409	949	1,269	1,406	1,631	588	566
	3.4%	3.3%	4.2%	5.3%	5.0%	1.7%	1.5%
高 齢 者 等 の 保 健 及 び 福 祉 の 向 上 及 び 増 進	6	1	1	1	1	1	1
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
医 療 の 確 保	5,900	477	1,141	1,132	1,166	896	1,088
	3.1%	1.7%	3.8%	4.3%	3.6%	2.6%	2.9%
教 育 の 振 興	2,885	238	391	261	707	878	410
	1.5%	0.8%	1.3%	1.0%	2.2%	2.5%	1.1%
地 域 文 化 の 振 興 等	64	3	1	1	7	26	28
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%
合 計	190,701	28,626	30,414	26,507	32,632	34,912	37,610

資料:企画部 地域・離島課

注1 :上段は事業費、下段は構成比

注2 :平成27年度は予算ベース

注3 :端数調整により、縦計と横計が一致しない場合がある。

イ 各市町村過疎地域自立促進計画の実施状況

市町村による過疎地域自立促進計画事業について、前計画の実績(H22～H27)は、1,035.2億円となっている。その内訳は、「産業の振興」が44.2%で、主な事業は農業基盤、観光関連施設の整備となっている。「交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進」は18.0%で、主な事業は市町村道の整備となっている。「生活環境の整備」は14.1%で、主な事業は簡易水道、ごみ処理施設の整備となっている。そして「教育の振興」は17.5%で、主な事業は学校教育関係施設の整備となっている。

表1-10 過疎地域自立促進計画の実績(市町村計画) 単位:百万円、%

区 分	前 計 画 (H22～H27)						
	合計	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
産 業 の 振 興	45,724	6,518	8,935	5,555	6,273	6,176	12,267
	44.2%	42.2%	50.6%	37.5%	43.3%	42.6%	46.1%
交 通 通 信 体 系 の 整 備、情 報 化 及 び 地 域 間 交 流 の 促 進	18,679	2,285	3,359	3,347	2,903	2,403	4,382
	18.0%	14.8%	19.0%	22.6%	20.0%	16.6%	16.5%
生 活 環 境 の 整 備	14,578	2,808	2,054	2,503	2,254	1,615	3,344
	14.1%	18.2%	11.6%	16.9%	15.5%	11.1%	12.6%
高 齢 者 等 の 保 健 及 び 福 祉 の 向 上 及 び 増 進	3,282	975	453	412	617	243	581
	3.2%	6.3%	2.6%	2.8%	4.3%	1.7%	2.2%
医 療 の 確 保	1,171	168	78	107	549	196	72
	1.1%	1.1%	0.4%	0.7%	3.8%	1.4%	0.3%
教 育 の 振 興	18,117	2,391	2,591	2,752	1,305	3,597	5,482
	17.5%	15.5%	14.7%	18.6%	9.0%	24.8%	20.6%
地 域 文 化 の 振 興 等	397	203	30	17	108	2	38
	0.4%	1.3%	0.2%	0.1%	0.7%	0.0%	0.1%
集 落 の 整 備	646	23	73	26	98	189	237
	0.6%	0.2%	0.4%	0.2%	0.7%	1.3%	0.9%
そ の 他 地 域 の 自 立 に 関 し 必 要 な 事 項 等	922	83	84	107	394	75	179
	0.9%	0.5%	0.5%	0.7%	2.7%	0.5%	0.7%
合 計	103,516	15,454	17,657	14,826	14,501	14,496	26,582

資料:企画部 地域・離島課

注1:上段は事業費、下段は構成比

注2:平成27年度は予算ベース

注3:端数調整により、縦計と横計が一致しない場合がある。

ウ 過疎対策事業債

過疎対策事業債は、市町村計画に基づき実施する交通通信施設、教育施設、産業振興施設の整備等の経費に充てる重要な財源で、財政基盤の脆弱な過疎市町村にとっては、メリットの大きな制度の一つとなっている。

過疎対策事業債の、昭和55年度から平成26年度までの充当額は、総額で902.6億円となっている。

その施設別充当内訳は、産業振興施設の整備が24.7%、交通通信施設の整備が38.4%、厚生福祉施設の整備が13.2%、教育文化施設の整備が19.9%で交通通信施設の整備に最も多く充当されており、その主な事業は市町村道等の整備である。また、近年は、老朽化等に伴う小中学校校舎整備の占める割合が大きくなっている。

今後は、過疎地域自立促進計画に基づいた計画的な施設整備を行うとともに、市町村において策定を進めている公共施設等総合管理計画も踏まえ、既存施設の老朽化対策等、適切な維持管理に努める。また、これまでの施設整備事業とあわせて、平成22年の法改正により拡充された過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)の活用を積極的に図り、過疎市町村の実情に応じた自立促進に資する取り組みを進める必要がある。

表1-11 過疎対策事業債施設別充当内訳実績 単位:百万円、%

年 度	ハード事業(施設整備)					ソフト事業	県 計
	産業振興	交通通信	厚生福祉	教育文化	その他		
昭和55年度 ～ 平成26年度	22,252.7	34,663.3	11,874.8	17,956.2	733.6	2,788.8	90,269.4
構 成 比	24.7	38.4	13.2	19.9	0.8	3.1	100.0

資料:企画部 地域・離島課

エ 市町村道等の県代行整備

沖縄県過疎地域自立促進計画に基づく、平成22年度から平成26年度までの市町村道等の県代行整備の実績は約10.8億円となっている。

また、公共下水道の県代行整備は、座間味村、竹富町及び大宜味村の3町村において実施されている。

財政基盤が脆弱な市町村に対し、今後とも引き続き代行整備を行っていく必要がある。

(3) 過疎地域自立促進の基本的な方向

本県の過疎地域は、県人口の7.5%、県土の52.6%を占めており、その多くは小規模な離島及び本島北部の山間地であることから、地理的・自然的条件からくる不利性の壁は厚く、自立的発展のための基礎条件の整備はいまだ不十分で、なお、多くの格差が存在している。加えて、以前のような人口の激減状況は緩和されたものの、地域の担い手となる若者の慢性的な流出や高齢化の進行等により、産業活動や社会活動の停滞が懸念されている。

一方、本県の過疎地域は、広大な海域に点在し、多様な特色を有する離島地域と、世界的に貴重な野生生物の宝庫と言われている「やんばる」地域にある。こうした過疎地域は、亜熱帯性気候風土の下で地域毎に異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を有しており、その役割はますます重要になってきている。また、離島地域にある過疎市町村については、排他的経済水域や海洋資源等を有しており、国家的利益の確保に大きな役割を果たしている。

近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まってきており、今後、過疎地域の振興を進めるにあたっては、こうした過疎地域の持つ豊かな自然環境等の優位性を積極的に評価し、これを伸ばしていく取組が重要である。

このようなことから、今後の過疎地域の振興にあたっては、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「住みよく魅力ある島づくり計画」を踏まえ、過疎地域の特色を生かした農林水産業や観光産業等の振興、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、生活環境の整備、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、保健医療の確保、教育の振興、地域文化の振興等、集落の整備等を推進し、非過疎地域との格差の是正を図る。人口の維持・増加においては、世代バランスのとれた社会を構築し、過疎地域において防犯、消防、伝統・文化の継承など、生活の様々な面での支え合いや共同性の保持を可能とし、地域社会が維持・発展できる社会を目指す。

また、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保等、ソフト面の対策の拡充強化を図って地域の自立を促進するとともに、本県の経済社会及び文化の総合的発展に寄与する地域として整備を進め、若者が定着する、魅力に満ち、活力に富んだ個性豊かな地域社会の形成をめざして諸施策を推進する。

なお、市町村間の広域連携による課題解決のニーズが高まっていることを踏まえ、効率的・効果的な諸施策の展開を積極的に促進する必要がある。

更に、構造改革特別区域計画や地域再生計画等地域の創意・工夫を生かす手法の積極的活用を図る。特に、施設整備については、過疎地域市町村の厳しい財政事情に鑑み、既存施設の有効活用についても充分留意することとする。

(4) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

近年の交通網の整備等により、県民の生活及び生産活動における広域化は著しく進展していることから、過疎地域住民の生活の質の向上と地域の自立促進を図るためには、地域内にとどまらず広域的な視点からの対応が必要となっている。

これまで、各広域市町村圏においては、消防・救急体制、イベントの開催等を中心に広域的な施策を実施してきたが、今後とも、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」、広域市町村圏計画等地域開発計画に留意しつつ、各々の地域の果たす役割を明確にし、相互に補完し合いながら地域活性化の施策を総合的かつ計画的に推進していく必要がある。

表1-12 過疎市町村の圏域区分 単位：人、km²

圏域区分	過疎市町村	市町村名	人口 (平成22年国調)	面積 (平成22年)	中心都市
北部圏域	1町6村	国頭村、大宜味村、東村、伊江村、伊平屋村、伊是名村、本部町	31,784	454.31	名護市
中南部圏域	1町6村	久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	13,566	154.49	那覇市
宮古圏域	1市1村	宮古島市、多良間村	53,270	226.48	宮古島市
八重山圏域	2町	竹富町、与那国町	5,516	362.97	石垣市
過疎計	1市4町13村	—	104,136	1198.25	—
全県合計	41市町村	—	1,392,818	2276.15	—

資料：平成22年国勢調査、国土地理院

2 産業の振興

(1) 産業振興の方針

過疎地域の特性と住民の創意を生かした特色のある産業の振興が、地域の自立的発展に果たす役割が大きいことから、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、総合的・計画的な施策の推進を図る。

このため、引き続き各種生産・環境基盤の整備及び流通体制の整備を促進し、生産体制の強化と経営の安定化を図るとともに、各種産業の後継者の育成・確保に努め、あわせて生産・加工・流通・販売の分野を地域で一貫して行うなど複合的経営手法の積極的導入を推進し、地域経済の自立を促進する。

農業については、かんがい施設、ほ場及び防風施設等の各種農業生産基盤の整備を推進するとともに、農業技術の開発・普及、農業経営の近代化及び農業後継者の育成・確保に努め、生産体制の拡充強化を図る。特に過疎地域において地域経済に重要な位置を占めるさとうきびや、亜熱帯性気候を生かした野菜、花き、果樹などの園芸作物の生産及び品質向上対策、畜産の振興に努め、若者に魅力ある営農体制の確立を図り、特色ある地域農業の確立を推進することにより、農業生産活動の活性化と経営の安定化、流通体制の整備、加工の合理化、製品の高付加価値化に努め、市場競争力の強化を図る。

また、豊かな自然等を生かしたグリーンツーリズム等による都市との交流を促進するとともに、地域資源を活用した特産品開発による農産物の高付加価値化を図り、観光産業等との連携を強化する。

林業については、保安林等の整備を推進し、国土の保全、水源のかん養等森林の持つ公益的機能の総合的な維持増進に努めるとともに、林業生産基盤の整備を促進し、地域の特性に応じた特用林産物の生産振興等、地域の特性に応じた林業の育成に努める。

水産業については、良好な漁場環境の最大活用とつくり育てる漁業等を推進し、新しいニーズに対応した漁港・漁村の整備を行い、資源管理型漁業の推進並びに水産物流通加工体制の整備拡充等を図るとともに、漁業後継者の育成・確保に努め、漁業経営の安定化を図る。また、水産業の生産基盤となる漁港・漁場施設の整備を引き続き推進する。漁港施設については、長寿命化対策、防災・減災対策、荒天時の安全係船対策、漁業就労環境の改善等を柱とした整備を推進し、漁場施設については、浮魚礁の新設及び更新整備等を推進する。あわせて、農山漁村集落の環境整備を促進し、活力ある農山漁村社会の形成に努める。

商工業等については、地場産業の振興、企業誘致、商業の振興、観光産業の振興をはじめ、地域の資源や特性を生かした地域産業おこし等各種施策の総合展開を図る。特に、観光産業は、他産業との連関性が高く、雇用の拡大や地域の活性化に役立つことから、過疎地域の自立的発展の先導的役割を担う産業として、亜熱帯・海洋性の気候風土、美しい自然環境及び固有の伝統文化、地域社会との調整等に配慮しつつ、エコツーリズム等の体験・滞在型の観光等、地域の特色を生かした個性ある観光・リゾート地域づくりを推進する。

また、観光の魅力づくりや観光受入れ体制の整備、観光情報の発信などを推進し、地域総体としての魅力の向上に努めるとともに、関連産業間の連携を強化し、観光を軸とした地域経

済への波及効果の拡大を図る。

製造業については、地域資源を生かした特産品づくりを進め、加工施設の近代化、加工技術の向上等生産体制の強化を図るとともに、製品の供給体制の安定化及び販路の拡大に努める。

伝統工芸産業等については、需要の多様化等時代のニーズに合った製品の開発を推進し、商品の多様化を図り、産地組合の共同購買及び共同販売等を促進するとともに、後継者の育成・確保及び原材料の安定供給に努める。あわせて、産地組合の組織機能を強化する。

(2) 農林水産業の振興

ア 農業

(ア) 経営耕地面積及び経営規模別農家戸数

過疎地域における経営耕地面積は、平成17年の16,797haから平成22年には16,555haと1.4%の減少となっているが、非過疎地域の8.9%、全県の4.2%の減少に比べると小幅となっている。

また、平成22年における1戸当たり経営耕地面積は、非過疎地域の0.69haに対し、過疎地域はさとうきび、パインアップル及び肉用牛等土地利用型が中心であることから1.91haと大きくなっている。

次に、平成22年の経営耕地面積規模別販売農家数の構成比を見ると、1ha未満が過疎地域で31.1%、非過疎地域で72.6%、1ha以上3ha未満がそれぞれ48.0%、20.8%、3ha以上がそれぞれ20.9%、6.6%となっている。また、全県のほとんどの経営規模層で農家数は減少しているが、過疎地域では3ha以上の販売農家数が3.2%増加している。

今後、農業就業者の確保の他、地域農業の担い手への農用地利用集積を積極的に進め、経営規模の拡大を図るとともに、農作業の受託組織を育成して収穫作業の機械化一貫作業体系の確立普及に努める。あわせて収益性の高い園芸作物等の導入により農業所得の向上を図る。

表2-1 経営耕地面積と経営耕地面積規模別販売農家数 単位:ha、戸

年次	項目区分	経営耕地面積	一戸当たり経営耕地面積	経営規模別販売農家数			
				1ha未満	1～3ha	3ha以上	計
平成17年	過疎	16,797	1.77	2,901	3,813	1,537	8,251
	非過疎	9,720	0.67	6,590	1,785	527	8,902
	全県	26,517	1.10	9,491	5,598	2,064	17,153
平成22年	過疎	16,555	1.91	2,368	3,648	1,586	7,602
	非過疎	8,859	0.69	5,462	1,563	496	7,521
	全県	25,414	1.18	7,830	5,211	2,082	15,123
平22/平17 (%)	過疎	98.6	107.9	81.6	95.7	103.2	92.1
	非過疎	91.1	103.0	82.9	87.6	94.1	84.5
	全県	95.8	107.3	82.5	93.1	100.9	88.2

資料:農林水産省「農業センサス」

注:「経営耕地面積」及び「一戸当たり耕地面積」は総農家により、「経営規模別販売農家」は販売農家による

(イ) 農家戸数及び農業就業人口

過疎地域における農家戸数は、平成17年の8,251戸に対し、平成22年は7,602戸となっており、7.9%の減少となっている。

また、非過疎地域においては、平成17年に対し、平成22年は16.0%の減少となっている。

専兼業別農家数をみると、平成22年の専業農家数の割合は、非過疎地域の46.9%に対し過疎地域は53.5%と他産業への就業機会が少ないこともあって高い割合を示している。なお、過疎地域の専業農家数は平成17年度に比べ1.0%の増加となっている。

過疎地域における農業就業人口は、平成17年の12,632人から平成22年は10,574人となり、16.3%の減少となっている。年齢階級別でも、15～29歳では、平成17年の495人から平成22年は215人で56.6%の減、30～59歳では、平成17年の3,611人から平成22年は3,174人で12.1%の減、60歳以上では、平成17年の8,526人から平成22年は7,185人で15.7%の減と全年齢層で減少が見られるほか、全体の68%が60歳以上となっており、農業就業人口の減少と高齢化が進行するなど、農業後継者の育成・確保が大きな課題となっている。

このため、過疎地域の活性化を図るには、引き続き農林水産業及び製糖業等の関連産業の振興を図るとともに、農業と観光産業との連携を図りつつ安定的な就業の確保に努める。また、生産基盤の整備とあわせて農村環境を計画的に整備し快適な農村空間の創出に努める。

表2-2

農家数の状況

単位:戸

年次	項目区分	農家数				合計
		専業農家	うち男子生産年齢人口がいる世帯	第1種兼業農家	第2種兼業農家	
平成17年	過疎	4,027	1,481	1,523	2,701	8,251
	非過疎	3,787	1,954	1,959	3,156	8,902
	全県	7,814	3,435	3,482	5,857	17,153
平成22年	過疎	4,066	1,749	1,265	2,271	7,602
	非過疎	3,528	1,841	1,463	2,530	7,521
	全県	7,594	3,590	2,728	4,801	15,123
平22/平17 (%)	過疎	101.0	118.1	83.1	84.1	92.1
	非過疎	93.2	94.2	74.7	80.2	84.5
	全県	97.2	104.5	78.3	82.0	88.2

資料:農林水産省「農林業センサス」

表2-3

年齢階級別農業就業人口の状況

単位:人

年次	項目区分	年齢階級別農業就業人口			合計
		15~29歳	30~59歳	60歳以上	
平成17年	過疎	495	3,611	8,526	12,632
	非過疎	844	4,941	9,805	15,590
	全県	1,339	8,552	18,331	28,222
平成22年	過疎	215	3,174	7,185	10,574
	非過疎	332	3,868	7,801	12,001
	全県	547	7,042	14,986	22,575
平22/平17 (%)	過疎	43.4	87.9	84.3	83.7
	非過疎	39.3	78.3	79.6	77.0
	全県	40.9	82.3	81.8	80.0

資料:農林水産省「農林業センサス」

(ウ) 農業生産基盤の整備

過疎地域の活性化や福祉の向上を図るには、農業・農村の振興は重要な課題である。

そのため、地域の特性や営農形態に応じて、これまでも農業生産基盤整備を積極的に推進してきたところである。

しかしながら、平成25年度までの整備水準は、農業用水源整備で57.4%（県平均58.8%）、かんがい施設整備で45.2%（県平均46.1%）、ほ場整備で58.4%（県平均59.2%）となっており、県平均より若干下回っている。

そのため、今後とも引き続き、過疎地域の農業生産基盤の整備を進めるために、水利施設整備事業、農地整備事業等の各種基盤整備事業の導入を図っていくとともに、既存農業水利施設の維持管理支援を積極的に進めていく。

表2-4 農業生産基盤事業整備実績 単位：%

区分	農業用水源整備	かんがい施設整備	ほ場整備
過疎	57.4	45.2	58.4
非過疎	60.7	47.3	60.3
全県	58.8	46.1	59.2

資料：農林水産部村づくり計画課（平成26年3月31日現在）

(エ) さとうきび及びパインアップルの生産振興

a さとうきび

本県のさとうきびは、平成22年における栽培面積では全耕地面積の約60%（18,214ha）を占め、総農家数の約80%（17,297戸）がその栽培に従事し、依然として、本県農業の基幹作物として重要な地位にあり、農家経済のみならず地域・県経済の維持・発展に大きく貢献している。

特に過疎地域においては、平成25/26年期の収穫面積は8,464haで、全収穫面積の67.5%、栽培農家は7,716戸で、全農家の49.6%を占めており、基幹作物として地域経済に果たす役割は大きい。

過疎地域における生産状況は、生産者の高齢化や後継者の減少、一部では他作物への転換等が見られるものの、生産基盤の整備、耕作放棄地の解消、夏植から株出への移行等により、宮古、八重山地域において、収穫面積の増加が見られる。

今後、生産性及び品質の向上を図るため、優良種苗の増殖・普及、農作業受託組織の育成、農業生産法人の設立等に努めるとともに、地域に即した機械化一貫作業体系の確立・普及を促進する。

表2-5 さとうきびの生産状況 単位:戸、ha、kg、t

区分	平成20/21年期				平成25/26年期			
	生産戸数	収穫面積	10a 当たり 収量	生産量	生産戸数	収穫面積	10a 当たり 収量	生産量
過疎	7,712	7,815	7,195	562,274	7,716	8,464	5,632	476,666
非過疎	9,699	4,591	6,963	319,662	7,841	4,071	5,063	206,128
全県	17,411	12,406	7,109	881,936	15,557	12,734	5,447	682,794
過疎/全県	44.3	63.0	—	63.8	49.6	67.5	—	69.8

資料:農林水産部糖業農産課

b パインアップル

パインアップルは、厳しい自然条件下でも比較的安定した生産が可能であると同時に、本島北部、八重山地域をはじめ、過疎地域においては地域経済を支える重要な作物の一つである。

平成24年度の過疎地域における生産状況は収穫面積171ha、生産量3,036tとなっており、収穫面積で県全体の52.5%、生産量でも48.5%を占めている。一方、10a当たり収量量を見ると1.8tで全県とほぼ同じ収量量となっている。

今後とも引き続き、生食用と加工用のバランスのとれた生産体制の確立を基本に新しい生産技術の開発と機械化体系の確立、効率的な生産の担い手育成、作業受託の推進、各種農業近代化施設の整備等を推進し、生産性の向上に努める。

特に生食用については、生食用優良種苗の増殖・普及とあわせて品種別に高品質で生産性の高い栽培技術を確立するとともに、パインアップル生産施設の整備等を推進し、生産拡大及び農家経営の安定に努める。

表2-6 パインアップルの生産状況 単位:戸、ha、kg、t、%

区分	平成19年度				平成24年度			
	農家戸数	収穫面積	10a 当たり 収量	生産量	農家戸数	収穫面積	10a 当たり 収量	生産量
過疎	246	249	2,320	5,776	273	171	1,775	3,036
非過疎	268	189	2,447	4,624	192	155	2,080	3,224
全県	514	438	2,370	10,400	465	326	1,920	6,260
過疎/全県	47.9	56.8	—	55.5	58.7	52.5	—	48.5

資料:沖縄総合事務局「園芸・工芸農作物市町村別統計書」

(オ) 野菜、花き、果樹

野菜の生産は、亜熱帯の温暖な自然条件を生かし、冬春期の本土端境期における供給産地として、ゴーヤー、さやいんげん、オクラ、かぼちゃ等を中心に生産され、当該時期における県外出荷品目として産地が形成されている。過疎地域における野菜生産は減少傾向にあるが、ゴーヤー、かぼちゃ等の主要産地が形成されつつある。今後も生産条件および生産出荷体制の整備等を進めつつ、当該地域における有望品目の生産拡大、産地育成を図っていく。

花きの生産は、冬春期の温暖な気象条件を生かしてキク類、切り葉類、洋ラン等が県外出荷され、特に小ギクについては全国一の産地となっている。過疎地域における切り花類の生産量は、県全体の約2割であるが、本県の花き生産を牽引する主要産地も形成されてきた。今後も生産条件および生産出荷体制の整備等を進めつつ、拠点産地育成及び生産拡大を推進する。

果樹の生産は、亜熱帯の地域特性を生かして、かんきつ類及びマンゴー等熱帯果樹類の生産が増加している。過疎地域においては、県全体の生産量の約4割を占めており、県内果樹の主要産地となっていることから、引き続き拠点産地の育成強化及び生産拡大を推進する。

今後とも生産条件の整備や現場即応型の栽培技術の開発・普及を進めつつ、流通体制の整備と低コスト輸送体制を整備し、計画的生産と安定出荷が可能な産地の形成を図る。

(カ) 葉たばこ・茶・水稻等

葉たばこは、主に離島地域を中心にさとうきびとの複合経営が行われ、地域の特産作物として定着しており、生産は横ばい傾向にある。

一方、平成26年度の収穫面積は944haで全国第4位となっており、一人当たり栽培面積は4.0haで全国一となっている。今後とも機械化の促進と共同乾燥施設等の整備により、省力化と良品の葉たばこ生産の推進に努める。

茶については、本島中・北部地域で生産され温暖な気象条件から、全国で最も早く一番茶を収穫できる等有利な条件にある。しかしながら台風、干ばつの被害により収量が低いことや本県に適した優良品種が少ない等課題も多い。

今後とも中・北部地域の特産作物として安定的な生産拡大を図るために、亜熱帯性気候を活かした紅茶生産技術の開発及び機能性に着目した優良品種の導入・普及を推進する。

かんしょについては、イモゾウムシ等の特殊病害虫の蔓延により、生産は伸び悩んでいる。

しかし、近年かんしょは繊維質に富んだ機能性食品として、また、特に紅いもの抗酸化機能が注目され加工商品の開発が盛んになっており、紅いもの産地が形成されつつあり、粉末、ペースト等の一次加工品、タルト、ケーキ等多様な商品開発がなされている。今後、イモゾウムシ等の根絶事業の進捗と並行した安定的な生産拡大を図る必要があり、出荷規格の統一、農協等による一元出荷体制の確立等拠点産地の育成を図っていく。

薬用作物については、近年、生産は減少傾向にあるが、健康食品関係企業の積極的な商

品開発により新たな市場の開拓・拡大が期待されている。しかしながら、薬用作物は生産農家と加工業者との直接的な委託栽培が多いため、出荷や価格等の課題も多い。そのため、今後とも安定的な生産拡大を図るためには、拠点産地を育成し、規格・品質の統一、一元的な集出荷体制の確立等加工原料の安定的な供給体制の確立を推進する。

水稻は、条件の不利な離島地域の主要な作物として重要な位置を占めており、今後とも、品質、反収の向上により農家経営の安定を図るとともに、全国一早い超早場米の生産地の育成を図っていく。

(キ) 畜産の振興

本県の畜産は、亜熱帯の恵まれた自然条件を生かし、また県民の旺盛な食肉需要に支えられ、農業の基幹的部門として発展してきたが、社会全体の国際化の進展に伴い、輸入畜産物の増加による価格の低迷、高齢化の進行による後継者不足、環境対策の対応など厳しい状況にあり、これらの変化に適切に対応するため、生産性の向上や経営の合理化を図り、高品質・低コストで安全・安心な生産を推進する。

過疎地域における肉用牛飼養頭数は、平成26年12月末現在、32,772頭で、全県の46.8%を占めている。

このように、過疎地域は本県肉用牛生産の上で重要な位置を占めており、今後とも豊富な草資源を生かした肉用牛の子牛生産供給基地等の形成を図るため、生産基盤及び地域に合った畜産施設の整備を推進する。

また、乳用牛の飼養頭数は、平成26年12月末現在、623頭で、全県の12.9%を占めている。生乳は、全国的に需要に見合った計画的生産が行われており、本県においても同様に実施されている。近年、本県の生乳自給率は、約9割となっており県内消費量のほぼ全量を賄う安定的な生産が行われている。

酪農・肉用牛生産近代化計画に基づき、生産基盤及び近代化施設の整備を図り、生産性の向上に努める。

過疎地域における豚の飼養頭数は、平成26年12月末現在、63,725頭で、全県の30.2%を占めている。

今後は家畜糞尿処理施設の整備や経営移転、飼育方式の改善等により、生産性向上に努める。

表2-7 家畜の飼養頭数及び生産頭数

項目 区分	肉用牛				乳用牛	豚
	平成22年12月末現在		平成26年12月末現在		平成26年 12月末現在	平成26年 12月末現在
	飼養戸数	飼養頭数	飼養戸数	飼養頭数	飼養頭数	飼養頭数
過疎	1,910	41,870	1,553	32,772	623	63,725
非過疎	1,253	41,642	1,083	37,252	4,196	147,107
全県	3,163	83,512	2,636	70,024	4,819	210,832
過疎/全県	60.4	50.1	58.9	46.8	12.9	30.2

資料:農林水産部畜産課

(ク) 分蜜糖及び含蜜糖対策

本県の分蜜糖工場は9工場のうち7工場が、また、含蜜糖工場は8工場すべてが過疎地域に立地しており、過疎地域の多くの製糖工場は、沖縄本島の工場に比べ原料規模が小さいことなどから、製造コストが高くなっている。

特に含蜜糖工場については、輸入糖との競合やさとうきびの生産が不安定なことにより、経営環境は極めて厳しい状況にある。過疎地域における製糖業はさとうきびの生産、製糖を通じて雇用機会の少ない地域経済を支える極めて重要な基幹産業であり、工場の安定的な原料を確保するために、さとうきび生産の拡大を図る生産体制の強化及び品質向上対策について、今後とも引き続き、必要な財政措置を講じる必要がある。

表2-8 さとうきび生産額(平成25/26年期産) 単位:t、千円

項目 区分	分蜜糖		含蜜糖		合計	
	生産量	金額	生産量	金額	生産量	金額
過疎	424,733	9,381,308	51,717	1,101,285	476,450	10,482,593
非過疎	206,344	4,634,071	0	0	206,344	4,634,071
全県	631,077	14,015,379	51,717	1,101,285	682,794	15,116,664

資料:農林水産部糖業農産課

(ケ) 営農技術普及指導

過疎地域における農業の振興を図るためには、各種基盤整備の推進に加え、経営感覚に優れた農業生産の担い手や農業後継者の育成・確保が重要である。

そのため、農業後継者の育成・確保を図るため、青年農業者を対象とした農業研修の実施、農業大学校における実践的研修教育及び技術・経営指導、各種制度資金の活用等経営の支援体制の強化に努める。

また、農業技術の高度化や農業技術情報の迅速な普及に対処するため、営農指導体制等の整備拡充に努める。

イ 林業

過疎地域における森林面積は70,087haで、県内全森林面積の65.7%を占めている。

所有形態別に見ると、国有林45.6%、県有林5.6%、市町村有林26.9%、私有林21.9%となっており、その多くを国有林で占めているが、森林施業については、国有林の大部分が米軍提供地や制限林であることから、市町村有林が施業の拠点となっている。

今後も、引き続き森林の有する水源かん養等公益的機能の発揮を基本に、計画的な森林の造成及び林業の担い手の育成等により、林業生産の一層の増大と林業従事者の所得の向上に努めるとともに、地域の森林資源を生かした特用林産物等の生産振興拡大及び流通施設や林業生産基盤の整備を推進する。

表2-9 森 林 の 状 況 単位:ha

区 分	国 有 林	民 有 林			
		地 域 森 林 計 画 対 象			
		総 数	県 有	市町村有	私 有
過 疎	31,978	38,109	3,921	18,842	15,346
非過疎	0	36,546	3,071	20,272	13,203
全 県	31,978	74,655	6,992	39,114	28,549

資料:農林水産部 森林管理課(平成27年3月現在)

ウ 水産業

(ア) 漁業経営体及び漁業就業者

過疎地域における漁業経営体数は、平成25年現在、985経営体で、全県(2,616経営体)の37.7%を占めている。平成14年と比較すると、過疎地域は、452経営体(31.5%)減少し、非過疎地域も554経営体(25.4%)の減少となっている。

このように、水産業を取り巻く状況は全般的に厳しい状況にあるが、過疎地域においても漁業就業者の減少、高齢化等、後継者不足の問題は深刻な状況にあり、これらを解決し、漁業・漁村の活性化を図ることが急務となっている。このため、漁港・漁村及び漁場の整備をはじめ、つくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進し、魅力ある漁業環境の形成によって後継者の育成に努める。

表2-10 漁業経営体(個人経営体数) 単位:経営体、%

区 分	平成14年		平成25年	
	数	構成比	数	構成比
過 疎	1,437	39.7	985	37.7
非 過 疎	2,185	60.3	1,631	62.3
合 計	3,622	100.0	2,616	100.0

資料: 沖縄総合事務局農林水産部「第32次・第43次沖縄農林水産統計年報」

表2-11 年齢別漁業就業者数(全県) 単位:人、%

区 分	平成14年		平成20年		平成25年	
	数	構成比	数	構成比	数	構成比
15～39歳	580	11.7	736	18.7	670	18.0
40～59歳	2,190	44.3	1,751	44.6	1,581	42.4
60歳以上	2,000	40.5	1,262	32.1	1,367	36.6
婦 人	170	3.5	180	4.6	113	3.0
総 計	4,940	100.0	3,929	100.0	3,731	100.0

資料: 沖縄総合事務局農林水産部「第32次・第38次・第43次沖縄農林水産統計年報」

(イ) 漁業・養殖業生産量及び生産額

過疎地域における平成25年の海面漁業・養殖業の生産量は7,886tで、全県生産量32,228tの24.5%を占め、生産額は39億2,700万円です。全県の23.0%を占めています。

これを平成13年と比較すると、生産量は19.4% (7,741t) 減少し、生産額も14.4% (28億5,900万円) 減少しています。

今後とも、漁港や浮魚礁等の生産基盤を整備し、また、流通加工体制の整備を促進するとともに、つくり育てる漁業及び資源管理型漁業を推進し、生産性の向上と漁家所得の向上に努めます。

表2-12 海面漁業・養殖業生産量及び生産額 単位:t、百万円、%

区 分	生 産 量				生 産 額			
	平成13年		平成25年		平成13年		平成25年	
		構成比		構成比		構成比		構成比
過 疎	10,570	26.4	7,886	24.5	6,301	31.7	3,927	23.0
非過疎	29,399	73.6	24,342	75.5	13,604	68.3	13,119	77.0
総 計	39,969	100.0	32,228	100.0	19,905	100.0	17,046	100.0

資料: 沖縄総合事務局農林水産部「第31次及び第43次沖縄農林水産統計年報」

(ウ) 漁場の整備

魚礁の整備については、昭和51年度の整備開始から平成25年度までに沈設魚礁を160万空³m、浮魚礁を8,994.6ha整備した。そのうち、過疎地域の事業量は沈設魚礁を73.8万空³m (全体比46.1%)、浮魚礁を4,023.9 ha (全体比44.7%) 整備した。今後は耐用年数が経過した浮魚礁の更新並びに新規の浮魚礁設置を推進する。

また、増養殖場については、昭和54年度の整備開始から平成25年度までに全県で175億552万円の事業費により40箇所、372haの整備を行ったが、そのうち過疎地域の事業費・事業量は、95億6,948万円 (54.7%)、21箇所 (52.5%)、165ha (44.4%) となっている。

過疎地域における沿岸漁業は、沖合域におけるソデイカ漁業や浮魚礁(パヤオ)漁業、陸棚及びサンゴ礁域における底魚一本釣り漁業や潜水漁業等が営まれている。また、温暖な海域特性を生かしたモズクやクルマエビ等海面養殖が展開されている。しかし、沿岸資源の減少、沿岸環境の悪化、モズク需要の低迷等の多くの課題を抱えている。

このような状況の中、沿岸漁業の振興を図るため、本県沿岸資源の現状、地域の漁業の実態、海域特性等を考慮しつつ、魚礁や増養殖場の整備を行い、つくり育てる漁業と資源管理型漁業を推進する。

(エ) 漁港の整備

過疎地域には、県管理漁港16港、市町村管理漁港28港及び漁港海岸保全区域25箇所があり、これらの漁港等は水産業の生産基盤及び流通の拠点だけではなく、地域の生活基盤となっていることから、その整備は重要である。

漁港の整備は、これまで、外郭施設、係留施設、水域施設等の基本施設の整備を重点的に推進してきた。しかし、台風時に漁船が安全に係留できない等基本施設が不十分な漁港があることや復帰前の施設や耐用年数を経過した施設の老朽化や機能の低下により更新を必要とする施設が増加している。さらに地震や津波、高潮や高波の増大等に対する漁港の安全対策を図る必要があるため、引き続き計画的に漁港機能の充実及び施設の更新を図っていく必要がある。

また、漁港の就労環境及び漁村の生活環境の向上に必要な施設整備を行う。

(3) 地場産業の振興

過疎地域における地場産業は、泡盛、農林水産加工品、砂糖等地場資源を活用した製造業と、織物、陶器等の伝統工芸産業が中心である。

泡盛、食品加工業等の製造業については、地域資源を生かしたオキナワ型産業を積極的に振興していくことにより活性化を図るとともに、高付加価値製品の生産を高めるため、生産設備の整備と技術力の向上を図り、製品の安定供給を促進する。

伝統工芸産業等については、時代のニーズに合った製品開発の促進、需要開拓、販路拡大を図るとともに、後継者の育成・確保に努める。

また、これらの地場産業は、概して経営規模が零細であるため、経営力の強化に努めつつ事業者間の連携を強め、組織化、共同化、情報化を促進するとともに、公的制度資金等の積極的活用により近代化を図る。更に、物産展、産業まつり、離島フェア等を通して、地域外への市場拡大を積極的に展開し、製品の販路拡大を図る。

(4) 企業の誘致対策

本県の過疎地域の持つ豊かな自然と独特の伝統文化等の地域資源を生かし、環境保全に配慮しつつ、観光・リゾート産業等の誘致を推進するとともに、農林水産加工品の供給等関連産業への経済効果の波及拡大を図り、あわせて、地域の特性や企業ニーズを踏まえ、地元自治体と連携して、企業の誘致を促進する。

(5) 起業の促進

県においては、(公財)沖縄県産業振興公社を中核とする総合支援体制を構築し、新産業の創出や新規企業の育成を図るとともに、コンサルティング事業などを実施し創業に取り組む者や創業間もない事業者に対する支援を行っている。

過疎地域においても、この支援事業等の活用を通して、地域の特性を生かした起業を促進する。

また、県商工会連合会及び地域の商工会、商工会議所と連携して創業支援に取り組んでいく。

(6) 商業の振興

人口集積が小さい過疎地域の商業は、地域の購買力が弱いため、商店数も少なく、その経営形態もほとんどが小規模零細である。また、これらの地域における消費動向は衣料品など買回品の購買のほとんどが市部に流出しており、食料品や日用雑貨など最寄品の購買も地元外への流出が多い状況にある。

このような状況において、過疎地域における商業振興を図っていくためには、観光・リゾート地としての優位性を活かし、域外客への販売商品の増大に努めるとともに、地元客のニーズに対応できる商業を展開し、購買力の域外流出を極力防止していく必要がある。

域外客の増大については離島フェアなどのPRの機会を通し、地元産品の認知度向上、販売促進を図る。

地域商業の活性化を推進するためには、地域商工会等による経営改善指導等の強化及び小規模企業対策資金など県融資制度の活用を図り、また、商店街がある地域においては商店街振興組合を通した講習会を実施する等、地元客を繋ぎ止める支援をするとともに、域外客にとっても魅力ある商店づくり等を推進する。

(7) 観光産業の振興

本県を訪れる観光客のリピーターが増加し、離島指向やより「沖縄的」なものを求めるニーズが高くなっている中であって、本県の過疎地域は、亜熱帯海洋性の気候風土やサンゴ礁の海辺等の豊かな自然環境に加えて、独自の伝統文化を有するなど、魅力的な観光・リゾート地の形成を図る上での良好な条件を備えている。

このことから、これらの地域資源を生かした観光の魅力づくりや観光客受入れ体制の整備など地域総体としての魅力の向上を図るとともに、関連産業間の連携を強化し、観光を軸とした地域経済の波及効果の拡大を促進する。

地域資源を生かした観光の魅力づくりについては、エコツーリズム、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズム等の新たな観光ニーズに対応した条件整備を図るとともに、自

然や文化等の個性を生かした魅力ある体験滞在プログラムの開発や観光資源の掘り起こしなどにより、体験・滞在型観光を推進する。また、地域の伝統芸能等を活用したイベントの開催、地域の魅力や観光メニュー等各種観光情報の発信を図る。

また、外国人観光客の誘致を図るため、東アジア地域のリピーターや自然・文化に関心の高い欧州客を視野に入れ、多言語による離島情報の発信を強化するとともに、海外旅行社の招へい等により旅行商品の造成を促進する。

観光客の受入れ体制の整備については、空港、港湾等の観光関連インフラの整備を推進するとともに、自然環境の保全に配慮しつつ、亜熱帯海洋性の自然特性を生かした新たな観光資源の開発整備やビーチ、マリナー、海浜公園等の海洋レクリエーション施設の整備促進、都市地域との交流施設の整備を推進する。また、観光案内標識、観光利便施設、ダイビング関連施設等の整備を図るとともに、観光地や公園周辺の修景緑化を進め、環境の美化に努める。更に、観光関連従事者の研修等人材の育成に努めるとともに、地域住民や関係団体等が連携して観光客を受け入れる体制づくりを推進する。また、多様なニーズに対応した宿泊施設の整備を促進する。

関連産業間の連携の強化については、観光リゾート施設における県産食材の需要に十分対応できるよう、農林水産業の生産・流通体制を強化し、安定的な供給体制の確立を図る。また、地域の食材等を生かした魅力的な観光土産品の開発に努める。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

(1) 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進の方針

本県の過疎地域は、沖縄本島北部と広大な海域に点在する多くの離島地域にあるため、交通通信体系の整備及び情報化の促進を図ることは、地理的不利性を克服し、定住条件の整備と産業振興を図る上で不可欠である。

このため、これまで道路、港湾、空港等の交通施設について積極的に整備した結果、基盤整備は着実に改善されている。今後も、過疎地域の活性化や増加する観光客への対応等のため、「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や「沖縄県総合交通体系基本計画」を踏まえ、相互に結節する交通ネットワークの整備、強化等を通じ、地域の連携を促進し、空港、港湾等の中核的基盤の整備に集中的かつ着実に取り組み、海上交通及び航空路線網を整備・拡充する。また、今後、地域の自立促進を図るためには、広域的見地からの施設整備が重要であることから、基幹集落と中核都市又は圏域中心都市との広域的交通網の整備を推進するとともに、集落間の市町村道及び生産活動に必要な農道等の整備を促進する。加えて、過疎市町村で技術的・財政的理由で対応できない基幹的市町村道等については、県による代行整備を推進する。更に、離島苦の解消、産業の振興及び生活の利便性に資するため、架橋の整備を推進する。

交通安全対策については、道路の新設や改良に伴う交通信号機及び道路標識等並びに道路付属物の施設整備を推進するとともに、交通環境の変化に対応した適正な交通規制の見直しにより、交通の安全と円滑化を図る。

情報通信については、情報通信面での格差是正を図るとともに、多様化・高度化する情報化時代に対応できるようにするため、高速・大容量の情報通信基盤の整備を促進するとともに、IT関連等のソフト施策については各圏域の地域特性に考慮しつつ早期かつ重点的に推進する。

地域間交流については、過疎地域の豊かな自然や独特の伝統文化を生かし、各種のツーリズムや児童生徒の交流、UJIターン情報の発信等を行い、地域の資源を再評価することで地域の活性化を図る。

(2) 港湾、空港の整備

ア 港湾の整備

過疎地域における宮古圏域1港の重要港湾及び北部圏域9港、中南部圏域8港、宮古圏域4港、八重山圏域11港の地方港湾(32港)は、地域の交流及び流通の拠点として定住条件の整備と産業振興に最も重要な役割を果たしており、特に、離島における港湾は、離島と本島、離島相互間の交通拠点となり、生活航路として欠かせないものとなっている。

また、貨物も、海上交通に依存するところが大きく、今後、地域の産業の進展と船舶の大型

化、フェリー化により、港湾取扱い貨物量等の増加が見込まれることから、これに対応する港湾施設の整備を推進するほか、定期船等の就航率、荷役作業の安全性の向上及び荒天時においても安全な避難停泊が可能な港湾の整備を図る。

更に、高齢者等の施設利用の利便性、安全性の向上を図るため、浮棧橋等の整備によるバリアフリー化の推進及び多様化し増大する海洋レクリエーション需要やクルーズ等に対応した施設の整備、漁船、遊漁船等の活動を支援する小型船だまり等の整備、北部拠点港湾としての特定地域振興重要港湾等の整備を推進するとともに、港湾利用者及び地域住民が親しみ憩える自然環境を生かした港づくりを進める。

イ 空港の整備

本県では過疎地域の多くが離島となっており、航空輸送は離島住民の生活において必要不可欠なものとなっている。

これまでの離島過疎地域における11空港の整備により、定住条件の整備と産業振興及び地域間交流の活性化などが図られてきた。

今後は航空路がまだ確保されていない離島における空港の必要性について、引き続き検討する。

また、既存空港については、航空路の維持や安全の確保に必要な空港整備と利用促進を検討し、離島航空路の維持・拡充に努める。

(3) 県道及び市町村道等の整備

過疎地域における県管理の国道は、平成25年4月1日現在、本島北部の3路線及び宮古の1路線があり、実延長は、59.4kmとなっており、広域的経済社会生活圏及び近隣中核都市等地域相互の交流・連携等地域の活性化に大きく寄与する幹線道路となっている。その改良率と舗装率は、それぞれ96.6%（非過疎地域97.9%）、95.9%（非過疎地域92.2%）となっている。

今後の過疎地域における国道整備は、連携を強化し交流を促進するため、日常の生活の中心となる都市や観光施設等へのアクセスを向上させる道路整備を推進していく。

県道については、平成25年4月1日現在、53路線（主要地方道6路線、一般県道47路線）で、実延長で426.8kmとなっている。

整備状況については、沖縄振興計画や社会資本整備重点計画等に基づき整備が進められ、平成25年4月1日現在、改良率94.3%（非過疎地域92.9%）、舗装率88.0%（非過疎地域90.5%）となっている。

今後の過疎地域における県道整備は、定住条件の一層の改善を図り、誇りの持てる自立的な地域づくりを支援する観点から、生活基盤の充実を図るため地域特性に配慮した道路を整備するとともに、離島・過疎地域においては生活圏の一体化をめざす離島架橋整備を推進する。

市町村道は、平成25年4月1日現在、実延長2,393kmで、改良率が62.2%（非過疎地域64.5%）、舗装率が33.4%（非過疎地域43.4%）となっている。

市町村道は、このように、改良率及び舗装率とも、改善されてきたものの、非過疎地域と比較して依然として整備水準が低い状況にあり、引き続きその整備を図る。

基幹的な市町村道については、事業費、技術力等を勘案し、県代行事業として整備を図っていく。また、過疎地域と他地域及び過疎地域内を連結する道路についても、整備促進する。

表3-1 県道及び市町村道の整備状況 単位：%

区 分	県 道		市 町 村 道	
	改 良 率	舗 装 率	改 良 率	舗 装 率
過 疎	94.3	88.0	62.2	33.4
非過疎	92.9	90.5	64.5	43.4
全 県	93.4	89.5	63.7	39.7

資料：土木建築部 道路管理課

注1：平成25年4月1日現在

注2：舗装率は高級舗装率である

(4) 農道等の整備

過疎地域における農道、林道及び漁港関連道の整備状況は、農道が1,584km（平成25年7月末）、林道が197km（平成27年3月末）、漁港関連道が13km（平成20年3月末）となっている。

農道の耕地面積1haあたりの整備状況は、39.8m（非過疎地域41.3m）と非過疎地域に比べ若干下回っている。そのため、今後は生産の近代化と流通機構の合理化等、生産性の向上を図る観点から選択的に整備を進める。

林道については、過疎地域の整備状況（民有林の林野面積1haあたり）が5.2mで非過疎地域2.8mより高い状況にある。

また、市町村が対応困難な基幹的農道等については、産業の振興を図るため、県による代行を行い整備を促進する。

表3-2 農道・林道の整備状況 単位：m

区 分	耕地1ha当たりの農道延長	林地1ha当たりの林道延長
過 疎	39.8	5.2
非過疎	41.3	2.8
全 県	40.4	4.0

資料：沖縄県農林水産部 村づくり計画課（平成25年8月1日現在）、森林管理課（平成27年3月31日現在）

(5) 交通確保対策

過疎地域の多くが離島のため、地理的不利性を克服し、地域住民の定住条件の整備と産業振興を図る上で、空路、陸路、海路の交通手段の確保を図ることは重要であり、需要の動向等を考慮しつつ、それぞれの地理的条件及び交通機関の特性を踏まえて整備する必要がある。

ア 航空交通

航空交通は、過疎地域住民の定住条件の整備と産業の振興を図る上で重要である。

過疎地域への航空路線は、10路線就航しているが、近距離、小型機材、旅客の大幅な増加が見込めないこと等の不採算要因を構造的に抱えており、路線の安定的な運航を確保するには厳しい状況にある。

県は航空路線の維持・確保を図るため、引き続き運航費及び航空機購入費について国と協調して補助するとともに、国庫補助対象外路線の運航費についても県独自の補助を実施する。

また、県管理空港における着陸料の軽減措置等、過疎地域住民の航空運賃の負担軽減を図るための支援に取り組む。

イ 陸上交通

過疎地域においては、8市町村で路線バスの運行、6町村で自家用自動車の有償運送により生活交通が確保されている。

しかしながら、過疎地域の路線は乗客数が少ないことから赤字路線となっており、補助により運行を維持しているのが現状である。このため、過疎地域の路線については、引き続き、国及び関係市町村と協調しながら維持・確保に努め、空港、港湾、市街地等との有機的な結節等、バス交通の利便性の向上を促進する。

また、過疎地域における自動車の保有台数及び運転免許保有者数は逐年増加し、道路も年々整備されていることから、交通環境の変化に伴う地域の交通実態に即した交通安全施設の整備、交通安全意識の普及・啓発及び交通規制等を実施して交通の安全と円滑化を図る。

ウ 海上交通

過疎地域の海上交通は、那覇港、本部港、運天港、平良港、石垣港等を拠点として、15市町村において、20の旅客定期航路が開設されている。

しかし、これらの航路の多くは、住民及び生活物資が輸送の中心となっているために、貨客が少なく、離島航路補助金により経営が維持されているのが現状である。

今後とも、国及び関係市町村との連携を図りながら、離島航路の維持・確保に努めるとともに

に、経営の健全化及び適正な運航サービスの提供を促進する。

あわせて、老朽化した船舶の計画的な更新を支援することにより、離島船舶の運航の安定化及び離島の定住条件の整備を図る。

(6) 情報通信基盤の整備及び地域情報化の促進

情報通信技術は時間と距離の制約を克服し、地球規模での交流や様々な活動を急速に拡大させており、社会経済のあらゆる分野において果たす役割は重要である。

多くの離島を有する本県においては、情報格差の是正を図るため、超高速ブロードバンド環境の整備促進や中波ラジオ放送の難聴地域及び携帯電話の不感地域の解消に取り組んでいる。

情報通信基盤の整備については、民間が主導的役割を担うことが原則であるが、民間通信事業者の自主的な取組が期待できない過疎地域における情報通信基盤については、民間通信事業者、関係市町村、国との連携を図り環境整備に引き続き取り組む必要がある。

(7) 地域間交流の促進

本県の過疎地域は、亜熱帯・海洋性気候の下、年間を通して温暖で、美しいサンゴ礁の海に代表される豊かな自然、独特の伝統文化やゆったりとした生活空間を有している。また、多彩な特産品や優れた工芸品を産出するなど、地域特性を生かした資源を有している。

これらの資源は、人々にとってゆとりや潤いのある生活をもたらす魅力的なものであり、観光レクリエーション、健康増進の場、いやしの場、青少年の健全育成の場として活用することにより、都市住民等との地域間交流を一層活発化する手段となり得る。

地域間交流への取組は、地域の知名度アップ、特産品開発や消費の拡大、新たな就業場の創出、地域人材の発掘、UJIターン者の増加などの効果をもたらすほか、地域の魅力に対する住民の意識が高まるなど、様々な面で地域活性化に大きく貢献する。

これらの地域資源を活用して、体験・滞在型のエコツーリズム、グリーンツーリズム、森林ツーリズム、ブルーツーリズムや健康・保養をテーマとした観光を促進するとともに、児童生徒の交流などの地域間交流に取り組む。

このため、地域自然・文化等に精通したガイド、インストラクター等の養成に努めるとともに、体験滞在プログラムを作成するなど、地域住民が主体となった受入れ体制の整備を促進する。

更に、これらのイベントやUJIターン情報など、地域からの積極的な情報発信に努める。

このような取組により、過疎地域のファン人口・サポート(応援)人口を増やし、域外との人的ネットワークを構築し、その新たな視点と知識を積極的に活用することで、地域の資源を再評価、再発見し、さらなる地域活性化を図る。

4 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備の方針

生活環境の整備は、住民が健康で文化的な生活を営み、若者の定住促進、循環型社会を実現し、快適な生活の確保と公衆衛生の向上及び地域の環境保全、防災・減災対策を図る上で極めて重要である。過疎地域においては、これまで、水道施設、下水処理施設、ごみ処理施設、公園、公営住宅、消防・救急施設、火葬場等、生活環境の整備が図られてきたが、その整備水準は非過疎地域に比べ、なお低い状況にある。また、近年における生活水準の向上、生活様式の多様化に伴い、新たに質の高い対応が求められており、今後ともこれらの施設の整備を促進する。あわせて、高潮等対策のための海岸保全施設の整備や、石油製品の安定供給のため、過疎地域のSS(ガソリンスタンド)への対策等の検討を行う。

また、特に離島地域においては、その遠隔性、散在性、狭小性等の条件不利性により、石油製品等の価格が沖縄本島と比較して割高となるなど、離島住民の生活を圧迫しており、輸送経費等の補助を行う。あわせて、住民の割高な船賃及び航空運賃の低減に努める。

自然環境については、かけがえのない国民的資産であるという認識のもとにその保護に努める必要がある。このため、県土の開発行為に際しては、沖縄県県土保全条例や沖縄県赤土等流出防止条例など各種規制措置等により、自然環境の保全に十分配慮する。また、貴重な野生動植物の生育・生息地及び学術的価値の高い植物群落等が生育する生物多様性の高い自然環境を有する地域については、他の土地利用との調和を図りつつ、その保全に努めるとともに、生態系サービス(生物多様性のもたらす恩恵)を持続的に享受できるよう、利用区分(ゾーニング)や環境収容力(キャリング・キャパシティ)の考え方に基づくルール・仕組み作りを行う。更に、漂着ゴミも海岸域に重大な影響を及ぼしていることから、適正処理の構築を図る。なお、ごみ処理体制については、住民負担の軽減に向けた効率的な方策について関係市町村と連携して取り組むとともに、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を促進・徹底し、循環型社会の構築をめざす。

(2) 水道施設、下水処理施設等の整備

水道施設の整備については、海底送水管の敷設や海水淡水化施設の整備及び多目的ダムの建設等の水源確保や、送配水管等の整備により、平成26年3月31日現在で水道普及率は99.9%となっており、着実に改善されてきた。しかし今後も、産業の振興、観光客の増加等に伴う水需要の増加や災害や渇水時にも安定的な給水を確保する必要があることなどから、引き続き、地域の実情に応じた水資源の確保や、施設の耐震化、老朽化施設の更新等の施設整備を促す。また、あわせて、水道サービスの地域格差を是正し、安全・安心な水道水を将来にわたって安定的に供給できる水道を構築するため、多様な形態の水道広域化に取り組む。

下水処理施設については、公共用水域の水質保全、浸水の防止、地域の恵まれた自然

環境を保全するとともに、快適な生活環境を確保する上から、整備を促進する必要がある。そのため、特定環境保全公共下水道事業をはじめ農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備を促進するとともに、水質保全への意識向上を図りながら地域の状況に応じた効率的、効果的な下水道等の整備を促進する。また、生活排水の総合的な対策を進めるため、各町村及び関係機関との連携を強化し、合併処理浄化槽の計画的な整備を促進する。

なお、特定環境保全公共下水道事業においては、終末処理場など主要な施設について事業費、技術力等を勘案し県代行による事業の推進を図る。

(3) ごみ処理施設等の整備

ごみ処理施設については、平成26年3月現在、ごみ焼却施設が21施設、粗大ごみ処理施設は1施設、再生利用施設は11施設整備されている。最終処分場は14施設整備されており、今後も、国及び各市町村と連携し、計画的にごみ処理施設の整備を促進する。

また、漂着ゴミについて、国、市町村と連携し、適正処理の体制を構築する。更に、家電リサイクル法に基づく指定引取場所の設置について課題になっていることから、過疎市町村と連携してその対策を促進する。

(4) 公園、公営住宅の整備

長寿・健康福祉社会への対応、スポーツ・レクリエーション活動や交流・文化活動の場の提供等、公園に求められるニーズは多様化している。このため、地域の歴史・文化に配慮するとともに、これらの地域特性を生かした公園・緑地の整備を促進する。

過疎地域における公営住宅整備については、民間賃貸住宅の供給がほとんど見込めない状況であること、若者層の定住促進や地域活性化を図る必要があることから、過疎市町村と連携して需要に見合った良質な公営住宅の整備を促進する。

(5) 消防・救急体制の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救急自動車等及び防火水槽等の消防水利の整備を促進するとともに、消防団員の装備等の充実を促進する。

また、過疎地域の高齢化による消防・防災活動への影響を少なくするため、住民の連帯意識に基づく自主防災組織を強化し、防火意識の高揚、火災予防活動の強化を図り、消防団員の確保及び資質の向上に努める。

更に、離島過疎地域を含めた119番通報受理等を一元的に処理する消防共同指令センターの運用により、広域的消防体制の連携強化を促進する。

広域救急体制については、自衛隊や海上保安庁の航空機を利用しているが、引き続き、

救急患者の空輸における飛行機の安全と添乗医師の確保に努めるとともに、急患搬送が円滑に行えるよう、関係機関との連絡体制の強化を図る。

(6) 海岸保全施設の整備

本県は台風の常襲地域であり、高潮や波浪等による集落への被害が発生している地域があることから、住民の人命・財産を守るため、高潮等対策として海岸保全施設の整備を行う。

(7) 過疎地域のSS(ガソリンスタンド)への対応

県内にはSSの数が3箇所以下の自治体(SS過疎地)が18自治体あり、そのうち、過疎地域は14自治体となっている(平成27年3月31日時点)。また、離島を多く抱える本県では、島ごとに見ればSSが1箇所しかない場合があり、その維持が求められている。

住民生活になくてはならない燃料である石油製品の安定的な供給を維持するため、過疎地域のSSの実態把握に努めるとともに、必要に応じて対策を検討する。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

過疎地域においては、高齢者の占める割合が他の地域と比べて高くなっており、また、高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者が増加するなど、その対策は緊急な課題となっている。そのため、特に老人福祉対策の強化に努めるとともに、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりを推進するため、児童福祉対策及び障害者福祉対策の充実を図る。

また、本県の過疎地域は離島が多く、地理的特性から採算性が低いことから、介護保険における民間事業者の参入が厳しい状況にある。

このような状況から、高齢者の生活の安心を確保するため、介護サービスの基盤整備を支援するとともに、介護予防や高齢者の権利擁護などに取り組む。

更に、高齢者の豊富な知識と経験を生かせるような社会参加システムの形成を図るとともに、民間福祉活動等の促進と生きがい対策の拡充を図る必要がある。

また、地域における、民生委員や地域包括支援センター等の公的福祉サービスと、自治会やボランティア団体等の非公的福祉サービスとが、互いに連携しながら、支援が必要な方々に対し、適切な福祉サービスの提供ができるような体制を整備するため、地域の社会福祉協議会をその中核的団体と位置づけ、その体制強化を図る。

(2) 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域における主な老人福祉施設の整備状況は、平成26年4月1日現在、特別養護老人ホーム14施設、生活支援ハウス5施設、老人福祉センター10施設、老人デイサービスセンター12施設となっている。今後の整備にあたっては、市町村の介護保険事業計画に基づく地域の実情にあった施設整備を行う。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域支援事業の円滑な実施を支援し、介護予防や高齢者の権利擁護の推進に取り組む。

(3) 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域における保育所の設置状況はほぼ充足されている状況にあるが、今後とも関係市町村と調整を図りながら、保育所、へき地保育所及び認定こども園等地域の実情に応じた施設の整備等を促進する。

また、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが、児童福祉の立場から緊急の課題となっていることから、地域のニーズに対応した各種子育て支援事業の実施を促進する。

更に、障害のある人の地域生活を支える障害福祉サービスの提供や、相談支援体制の充実を図るため、地域のニーズを考慮しながら、人材育成等に努めるとともに、近隣自治体等関係者間の連携を強化し、支援体制の整備を促進する。

6 保健医療の確保

(1) 保健医療の確保の方針

保健医療の確保については、医師等保健医療従事者の確保に努めるとともに、巡回診療を実施し、あわせて、救急医療体制の整備、離島・へき地遠隔医療支援情報システムの活用、医療機関の整備と機能の充実により、過疎地域において、住民の誰もが安定的に医療が受けられるよう、地域の実情に応じた総合的な保健医療体制の確立を図る。

このため、自治医科大学への学生派遣、医学生等への修学資金貸与、医学臨床研修事業等の実施により医師の安定的な確保を図るとともに、離島診療所医師の支援として代診医の派遣事業を推進する。また、離島・へき地診療所の整備を図るとともに、医療の情報格差を是正し、医療情報の共有化を図るため、インターネット等を活用した医学情報の収集や医療相談を行うなど遠隔医療支援事業を実施する。さらに、ICTの活用等により地域医療連携の推進を図る。

加えて、地域保健活動の充実を図るため、保健センター等の整備を促進し、疾病予防、健康診査、健康相談及び機能訓練等の保健事業の円滑な実施を推進する。

沖縄県離島医療組合が運営する公立久米島病院に対しては、安定的な運営ができるよう継続的に支援していく。これにより、包括的な医療体制を確立し、地域住民に対する医療の充実強化を図る。

(2) 無医地区対策

過疎地域には、平成26年10月末現在、無医地区が1町3村5地区、無歯科医地区が1町5村11地区あり、へき地医療拠点病院による巡回診療、派遣医師制度の活用、診療所の施設や設備の整備、ドクターヘリなどの航空機による急患搬送を円滑に実施する等、医療体制の充実強化に努める。

地域保健活動を担う保健師については、地域住民のニーズに対応した保健医療サービスが円滑に行えるよう、複数配置体制を推進する。このため、町村が必要な対策を講じてもお保健師を安定的に確保できない地域について、保健活動の円滑な実施や人材の確保及び現任教育等資質向上を図る。

(3) 特定診療科に係る医療確保対策

眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科については、圏域の中核病院を中心とした医療提供体制の整備を進めるとともに、へき地医療拠点病院等の医療機関と連携した巡回診療の実施等により受診機会の確保を図る。

表6-1 医療施設に従事する医師・歯科医師数 単位:人

区分	医 師		歯 科 医 師	
	医師数	人口10万人対	歯科医師数	人口10万人対
過疎計	128	124.0	60	58.1
非過疎計	3,157	241.6	778	59.5
県 計	3,285	233.1	838	59.5

資料:保健医療部「医師・歯科医師・薬剤師調査」

注 :平成24年12月31日現在

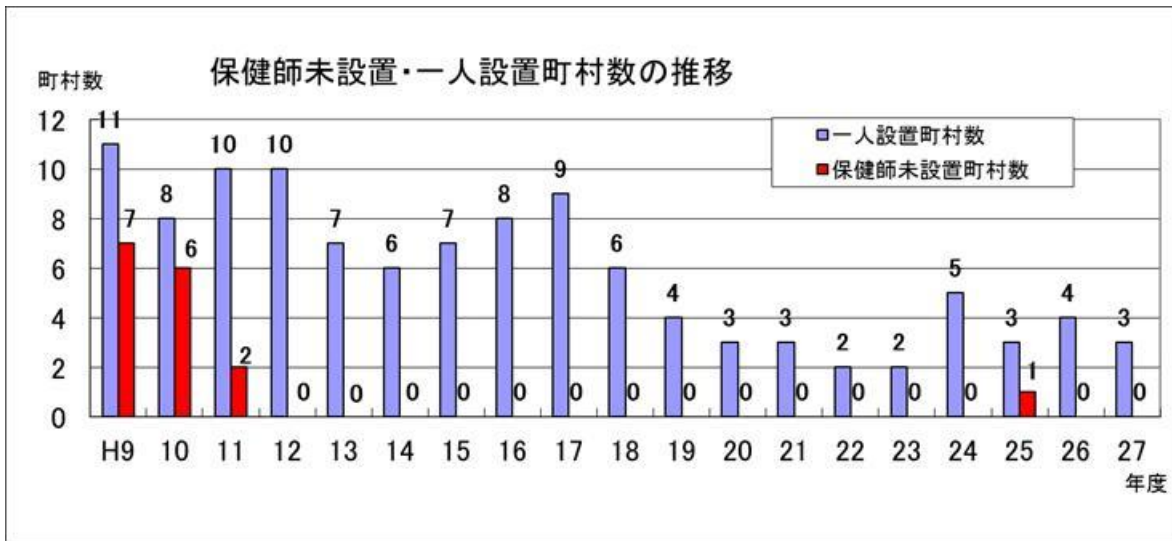
表6-2 医療施設数 単位:箇所、人

区分	病 院 数				一 般 診 療 所 数				歯 科 診 療 所 数			
	県立	市町村立	その他	計	県立	市町村立	その他	計	県立	市町村立	その他	計
過疎計	2	0	5	7	14	9	53	76	0	10	38	48
非過疎計	5	0	82	87	4	4	763	771	1	0	559	560
県 計	7	0	87	94	18	13	816	847	1	10	597	608

資料:厚生労働省「医療施設調査」

注 :平成25年10月1日現在

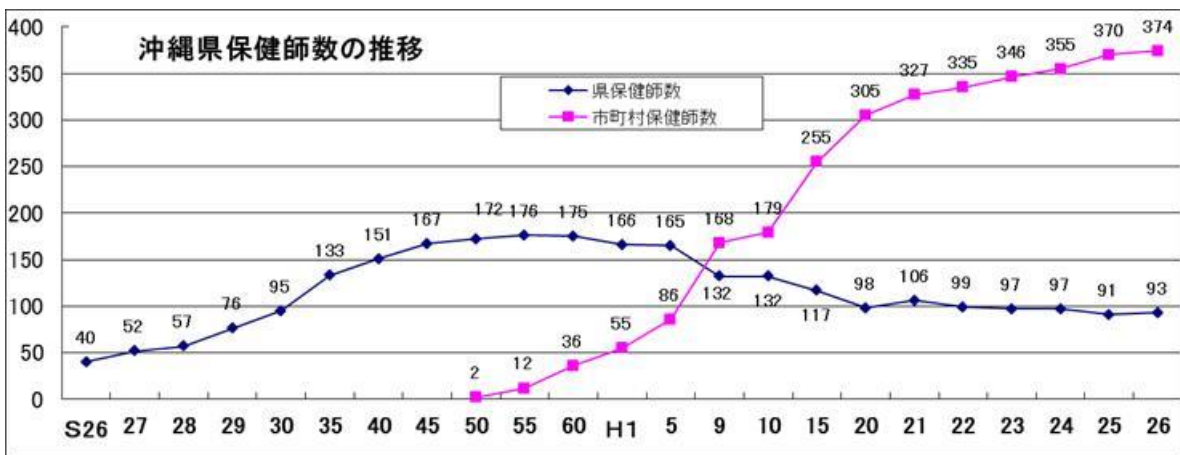
表6-3 保健師未設置・一人設置町村数の推移



資料:保健医療政策課調査

注:平成27年4月1日現在

表6-4 沖縄県保健師数の推移



資料:保健師活動領域調査

注:平成26年度末現在

7 教育の振興

(1) 教育の振興の方針

過疎地域における学校教育は、小規模校、少人数学級、複式学級が増加していく傾向にあり、地域特性を生かした創意ある指導方法の改善や情報教育環境の整備に努めるとともに、非過疎地域に比べて整備率の低い小中学校の屋内運動場、水泳プールの整備を促進する。小規模校においては、近隣学校間での施設の共同利用による集合学習及び都市地区等環境の異なる域外の学校との集合学習、交流学习による社会性、自主性の向上を図る。

また、青少年の健全育成を図るため、学校、家庭、地域の連携を密にし、地域活動や学習・体験活動など家庭や地域教育機能の強化に努める。生涯学習については、住民意識の高まり等に対応し、関連施設の整備及び体制の強化を図る。

更に、地域の実態に即した社会教育施設及び社会体育施設の整備を促進するとともに、離島からの進学など地理的要因等に左右されない教育環境の実現を図る。

(2) 公立小中学校等教育施設の整備

学級数に応じて必要とされる校舎面積に対し、新築・改築・増築等の整備を既に行った面積の割合(整備率)は、厳しい財政状況により、過疎地域においては非過疎地域と比較して遅れており、平成26年5月1日現在で、小学校86.0%(非過疎地域92.8%)、中学校82.9%(非過疎地域93.2%)となっている。屋内運動場は小中併設校の場合、小学校あるいは中学校の一方のみの施設として位置づけられており、その設置率は、小学校88.0%(非過疎地域99.0%)、中学校84.9%(非過疎地域97.9%)となっている。水泳プールの設置率は、小学校41.3%(非過疎地域85.1%)、中学校25.5%(非過疎地域78.4%)となっており、いずれも非過疎地域より低い整備率にある。

今後も、引き続き老朽化した校舎の整備を促進するとともに、特に整備水準が低い水泳プールについては、市町村計画に基づき整備を促進しつつ、既設施設の共同利用を行う。

また、地方における学校は「地域コミュニティーの核」として住民の集う場所となっている地域もあるため、学校の持つ地域的意義が都市地区に比べ高くなっていることに鑑み、学校の統合等については、複式学級の解消や集団学習の実施などの利点がある一方、児童生徒のきめ細かな指導の減少や通学時間の延長などの懸念があることから、市町村教育委員会の主体的な判断を尊重し、適切に対応していく。

へき地教員住宅は、平成26年5月1日現在、603戸(非過疎地域15戸)設置している。全体的には、ほぼ必要戸数を満たしているが、実態を考慮し、市町村との調整を図りながら整備を促進する。

高等学校の教育施設については、一般校舎の整備率は88.0%、屋内運動場及び水泳プールの整備率は100%となっているが、産振校舎(産業教育のための実験実習施設)の整備率は72.5%(非過疎地域55.9%)となっている。今後は、老朽化の著しい建物の改築を年次

的に図っていく。

更に、幼稚園園舎についても、引き続き整備を促進する。

表7-1 小学校の状況 単位:校、人、%

区分	学校数			児童数			1学校当たり児童数		
	平成21年	平成26年	比較増減	平成21年	平成26年	比較増減	平成21年	平成26年	比較増減
過疎計	77	75	△2.7	6,837	6,342	△7.8	89	85	△4.9
非過疎計	200	194	△3.1	92,831	90,415	△2.7	464	466	0.4
県計	277	269	△3.0	99,668	96,757	△3.0	360	360	0.0

資料:教育庁施設課

注 :各年5月1日現在

表7-2 中学校の状況 単位:校、人、%

区分	学校数			生徒数			1学校当たり生徒数		
	平成21年	平成26年	比較増減	平成21年	平成26年	比較増減	平成21年	平成26年	比較増減
過疎計	55	50	△10.0	3,697	3,291	△12.3	67	66	△2.1
非過疎計	102	99	△3.0	45,244	44,760	△1.1	444	452	1.9
県計	157	149	△5.4	48,941	48,051	△1.9	312	322	3.3

資料:教育庁施設課

注 :各年5月1日現在

表7-3 幼稚園の状況 単位:園、人、%

区分	園数			園児数			1園当たりの園児数		
	平成21年	平成26年	比較増減	平成21年	平成26年	比較増減	平成21年	平成26年	比較増減
過疎計	55	54	△1.9	1,090	1,174	7.2	20	22	8.8
非過疎計	190	186	△2.2	12,039	12,474	3.5	63	67	5.5
県計	245	240	△2.1	13,129	13,648	3.8	54	57	5.8

資料:教育庁施設課

注 :各年5月1日現在

表7-4 施設の整備状況 単位:%

区分	小学校	中学校	幼稚園	
校(園)舎整備率	過疎計	86.0	82.9	63.2
	非過疎計	92.8	93.2	78.3
	県計	91.9	91.4	76.1
屋内運動場設置率	過疎計	88.0	84.9	—
	非過疎計	99.0	97.9	—
	県計	95.9	93.3	—
水泳プール設置率	過疎計	41.3	25.5	—
	非過疎計	85.1	78.4	—
	県計	72.9	60.1	—

資料:教育庁施設課

注 :平成26年5月1日現在

(3) 集会施設、体育施設、社会教育施設等の整備

過疎地域における社会教育施設の整備状況は、公民館が43館(12市町村)で、設置率は、66.7%(全県78.0%)である。また、市町村立図書館が4館(4市町村)で設置率は、22.2%(全県58.5%)となっており、いずれも全県平均を下回っている。

市町村立以外の施設として、国立青少年交流の家が1館設置されている。

公民館及び図書館は、生涯学習を推進するうえで、中核を担う重要な施設であり、今後とも整備を促進する。

公民館について、離島総合センター等の公民館類似施設として運営している市町村においては、その施設における社会教育活動の一層の充実を図ることを前提とし、他の施設の転用等を含めた公民館の設置を促進する。

市町村立図書館については、公民館等の図書室等で図書館の代替を実施している市町村には、蔵書の拡充、司書等の専門職員の配置等ソフト面の充実を図ることを目標に、社会教育の専門施設としての図書館の設置を促進する。

社会体育施設については、運動場等39箇所、庭球場15箇所、体育館13箇所、水泳プール8箇所等が整備されている。

各市町村に総合型地域スポーツクラブの設置を促進し、地域住民が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう推進する。

また、過疎地域における生涯スポーツの普及と、それぞれの地域の実情に即した施設整備を促進する。

なお、これらの施設の整備にあたっては、住民の生活行動の広域化に対応して質の高い充実した内容を持つ施設を広域的連携のもと設置するとともに、施設の活用にあたっては、各種サークル活動や講座等、地域住民が豊かで文化的な生活を送れるようソフト面の充実強化を促進する。

表7-5 社会教育施設の整備状況 単位:箇所、%

区 分	市町村数	公 民 館		図 書 館		青少年の 家	博物館等
		設置数	市町村 設置率	設置数	市町村 設置率		
過 疎 計	18	39(7)	38.9	8(4)	22.2	2	12
非過疎計	23	55(22)	95.7	33(20)	87.0	5	22
県 計	41	94(29)	70.7	41(24)	58.5	7	34

※ 2箇所以上設置している市町村があるため、設置数が市町村数を超えている。

※ 設置数の()は設置している市町村数。

資料:教育庁生涯学習振興課(平成27年3月31日現在・・・博物館等以外)、
文化財課(平成26年5月1日現在・・・博物館等)

表7-6

体育施設の設置状況

単位:箇所

区 分	運動場等	庭 球 場	体 育 館	水泳プール	柔剣道場
過 疎 計	39	15	13	8	2
非過疎計	175	46	49	23	9
県 計	214	61	62	31	11

資料:文化観光スポーツ部スポーツ振興課

注1:平成24年10月末現在

注2:市町村及び財団法人施設を含む

(4) 教育の機会均等の確保

高等学校が所在していない15市町村(うち過疎地域の指定は13市町村)の23の離島では、高等学校への進学に際し、一家転住や二重生活等を余儀なくされ、保護者の経済的、精神的な負担が大きい。また、小規模離島では、地理的要因から島外の同世代や専門的な人材との交流の機会が限られることとなる。

このため、寄宿舍と交流機能とを併せ持った施設の整備・運営や高校未設置離島出身者に対する通学、居住に要する経費の支援など、高等学校が設置されていない離島からの進学に伴う家庭の経済的負担軽減に努める。

8 地域文化の振興等

(1) 地域文化の振興等の方針

過疎地域住民が等しく郷土文化にふれ、豊かな生活を営むため、地域の文化財を指定し、その保護・活用を図るとともに、地域文化の創造活動を促進する。

このため、地域内にある有形、無形、民俗、記念物等の文化財の調査を促進し、重要な文化財の指定を推進するとともに、これら文化財の保存整備や活用を図る。

また、地域の伝統的文化(祭祀・芸能など)、伝統的な行事や営みの重要性と文化的価値を再評価したうえで、地域資源として保全しつつ、観光、教育等に持続的に活用していくことで、適切な継承・発展を図る。

更に、文化の継承や新たな文化の創造に向け、伝統文化の担い手への支援、継承者の育成を図るとともに、過疎地域においては芸術鑑賞の機会が少ないことから、その機会の創出に努める。

(2) 地域文化の振興等に係る施設の整備

過疎地域における民俗資料館等の文化施設の整備状況は、24館(12市町村)となっている。

これらの施設は、地域文化の向上と創造・発展を図る上で必要なものであることから、登録博物館・博物館相当施設の指定等を促進する。

9 集落の整備

(1) 集落整備の方針

集落整備については、基幹集落を中心に、教育、医療、福祉等の社会サービスの恩恵を受けやすいように公共施設及び生活環境等の整備を促進し、住民の生活に必要な生活サービス機能を維持し、住み慣れた地域に住み続けたいという住民の生活を支えるため、生活圏内での機能・サービスを集約した「小さな拠点」づくりや、その周辺集落間をつなぐネットワークコミュニティの構築等について取り組む。

更に、若者が定着する、魅力と活力にあふれた地域社会を形成し、過疎地域の自立的発展を促進するためには、従来のハード面の整備に加え、その成果を活用し、更に各地域の持つ優れた特性と住民の創意・工夫を生かしたソフト面の対策を強化する必要がある。

このため、地域おこしに向けた住民意識の高揚を図りつつ、地域活性化の核となるような人材の育成・確保に努めるほか、自立促進に向けて、行政・民間・住民一体による地域の主

体的な取組を支援するなど、地域内外の多様な交流の促進、生産・生活の両面にわたる地域活動の支援、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保等、ソフト面の施策の幅広い展開を図る。

集落機能の維持が困難な小規模集落等の移転については、地域の要望を踏まえて検討する。

(2) 集落の再編整備

集落整備については、小規模集落等における地域住民からの移転要望に即した対応を行うとともに、UJIターンを含む若者定住を促進し、地域の自立促進を図るための住宅のストックの形成を図る等、住みやすい住環境づくりを目標に、各種公共施設及び生活環境施設等の整備を促進する。

(3) 集落を支援する人材の確保

人口減少や高齢化等の進行が著しい過疎地域においては、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力の維持・強化を図ることが求められている。自治体において「地域おこし協力隊」、「集落支援員」等の集落の担い手となる外部人材を積極的に登用し、地域コミュニティの再生や各種地域協力活動への従事を通じ、集落への支援を行う。

10 その他地域の自立促進に必要な事項

(1) 自然エネルギーを利用するための施設の整備

島しょ県である本県では、電力系統が本土の9電力と連系されていないこと、大規模な水力発電等の建設が困難であること、電力需要規模が小さいことなどから、電力の主な燃料を化石燃料に頼っている状況にある。

過疎地域において、地域特性に応じた新たなエネルギー需給構造の構築や、災害時でも安心な防災・減災型島しょ社会の構築、エネルギーの地産地消型の地域づくりを目指すため、自然エネルギー（太陽光、風力等）を積極的に導入し、「低炭素島しょ社会」の実現に向けた先進的モデルの普及促進を図る。

沖縄県過疎地域自立促進方針
(平成28年度～平成32年度)

沖縄県企画部 地域・離島課
沖縄県那覇市泉崎1-2-2
TEL (098) 866-2370
